

第 11 回 代議員会会議資料

日時 2022 年 2 月 28 日(月)
 午後 7 時 00 分～午後 8 時 00 分

場所 鹿児島商工会議所ビル 4 階 第1会議室
 (鹿児島市東千石町 1-38)

鹿児島県病院企業年金基金

HP:ID usrkkikin PW bikikn2288

第 11 回 代議員会次第

1 開 会

2 理事長 あいさつ

3 議 題

(議決事項)

議案第1号 財政再計算結果(計算基準日:2021年3月31日)について

議案第2号 2022年度(令和4年度)予算案について

(報告事項)

報告第1号 理事長専決事項について

報告第2号 2022年度(令和4年度)年金資産運用計画について

報告第3号 運用受託機関の責任投資対応状況(別添資料)について

報告第4号 キャッシュバランスプランの利率決定について

報告第5号 業務経理の余裕金の運用について

報告第6号 理事長に事故があるときの職務代理者の指定について

報告第7号 他制度掛金相当額について

4 閉 会

議案第1号 財政再計算結果(計算基準日:2021年3月31日)について

確定給付企業年金法第58条で、「事業主等は、少なくとも5年ごとに前条の基準(掛金の額は、給付に要する費用の額の予想額及び予定運用収入の額に照らし、厚生労働省令で定めるところにより、将来にわたって財政の均衡を保つことができるように計算されるものでなければならない。)に従って掛金の額を再計算しなければならない。」とされています。

定例の財政再計算時期が到来したため、当該財政再計算を実施しました。新掛金の適用(変更)日は2022年(令和4年)4月1日、計算基準日は2021年(令和3年)3月31日です。

(ご参考1) 年齢別加入者分布グラフ

基準日 2021年3月31日

年齢	人数(人)	総与(円)	平均給与(円)	分布グラフ	権限比(%)
15	0	0	0		0.0
16	0	0	0		0.0
17	0	0	0		0.0
18	0	0	0		0.0
19	18	2,962,000	164,556	*****	0.2
20	26	4,496,000	172,923	*****	0.2
21	68	12,544,000	184,471	*****	0.6
22	176	37,582,000	213,534	*****	1.6
23	215	49,534,000	230,391	*****	2.0
24	273	64,340,000	235,678	*****	2.5
25	261	62,170,000	238,199	*****	2.4
26	241	57,064,000	236,780	*****	2.2
27	233	53,190,000	228,283	*****	2.2
28	252	60,360,000	239,524	*****	2.3
29	258	63,328,000	245,457	*****	2.4
30	231	55,024,000	238,199	*****	2.1
31	253	61,276,000	242,198	*****	2.3
32	242	60,440,000	249,752	*****	2.2
33	251	61,510,000	245,060	*****	2.3
34	269	67,356,000	250,394	*****	2.5
35	303	77,380,000	255,380	*****	2.8
36	247	64,212,000	259,968	*****	2.3
37	268	67,290,000	251,082	*****	2.5
38	325	79,762,000	245,422	*****	3.0
39	297	79,740,000	268,485	*****	2.8
40	292	76,648,000	262,493	*****	2.7
41	317	85,108,000	268,479	*****	2.9
42	314	87,910,000	279,968	*****	2.9
43	350	97,120,000	277,486	*****	3.2
44	291	81,370,000	279,622	*****	2.7
45	319	88,742,000	278,188	*****	3.0
46	289	82,300,000	284,775	*****	2.7
47	269	76,952,000	286,067	*****	2.5
48	263	78,952,000	300,198	*****	2.4
49	260	78,160,000	300,615	*****	2.4
50	232	67,030,000	288,922	*****	2.2
51	232	67,574,000	291,267	*****	2.2
52	246	70,050,000	284,756	*****	2.3
53	237	72,762,000	307,013	*****	2.2
54	191	52,562,000	275,194	*****	1.8
55	223	65,754,000	294,861	*****	2.1
56	233	70,960,000	304,549	*****	2.2
57	235	67,382,000	286,732	*****	2.2
58	184	53,118,000	288,685	*****	1.7
59	237	69,408,000	292,861	*****	2.2
60	208	63,980,000	307,596	*****	1.9
61	183	50,416,000	275,497	*****	1.7
62	193	52,778,000	273,461	*****	1.8
63	144	39,088,000	271,444	*****	1.3
64	127	35,302,000	277,969	*****	1.2
65	1	260,000	260,000	*	0.0
合計	10,777	2,873,246,000			

016341

平均年齢 41.9 歳 平均加入期間 9.1 年 平均給与 266,609 円

計算基準日における基金加入者は10,777人、平均年齢は41.9歳、平均加入期間は9.1年、平均給与は266,609円でした。

前回財政再計算からの5年間でどのような変化があったか、また、それが前回の予測からどれだけ乖離していたかで掛金率が決まってきます。

将来に向けての掛金率(標準掛金率)は、現行(前回再計算結果)の13.42%から今回の再計算では13.28%と0.14%の低下でしたが、規約上掛金率は計算結果の小数点以下第1位を切り上げて14%(1.4%)で**変更なし**という結果となりました。

現行	規約上標準掛金率	14.00%	⇒	新	規約上標準掛金率	14.00%
	数理上標準掛金率	13.42%			数理上標準掛金率	13.28%

以下、掛金率変動の内訳について簡単に解説してまいります。

現行	規約上標準掛金率	14.00‰	
	数理上標準掛金率	13.42‰	
計算基礎率の変更による変動			▲0.14‰
	① 予定利率	0.00‰	将来の給付額を現在価値に換算する割引率という意味と年金資産の期待運用収益率という意味を持つ概念である。数理計算上は2.0%を使用している。
	② 予定死亡率	0.00‰	加入者及び年金受給者が将来どのような割合で死亡していくかを想定した率で、年齢ごとに定められる。法令等で定められた基準死亡率を用いる。
	③ 予定脱退率	▲0.19‰	加入者が定年年齢までの間にどのような割合で脱退していくかを想定したもので、死亡以外の事由による脱退の実績及び予測に基づき年齢ごとに定める。
	④ 予定昇給指数	0.00‰	加入者の給与が毎年どの程度昇給するかを年齢ごとに想定したもので、加入最低年齢から定年年齢までを指数化したもの。
	⑤ 予定新規加入年齢	0.05‰	過去3年間の新規加入者の平均年齢で算出した。
	⑥ 再評価率	0.00‰	キャッシュバランスプランで、仮想個人勘定残高に付与する利息を計算する際に用いる利率で、当基金では10年物国際の応募者利回りをベースに0%～4%の範囲で変動するが、数理計算上の予測値としては2.0%を使用している。
	⑦ 指標利率	0.00‰	
	⑧ その他	0.00‰	
新	数理上標準掛金率	13.28‰	
	規約上標準掛金率	14.00‰	

計算基礎率のうち、①予定利率、⑥再評価率、⑦指標利率は、それぞれ2.0%を引き続き使用しているため、掛金率の変動要因とはなりません。

計算基礎率のうち、②予定死亡率は、使用する死亡率が変更されていますが、**当基金の給付設計は終身年金ではなく有期(確定)年金のため、死亡率の変動の影響をほとんど受けません**。終身年金の場合に予定死亡率が低下し年金受給者の存命率が高くなると年金給付額をより多く見込むこととなり、掛金は高くなります。当基金の年金受給者の中には旧厚生年金基金時代の終身年金(加算部分)を受給している方が一部いらっしゃいますが、この方々の給付債務(支払見込み)の増加分は、別途積立金の取り崩しで対応しています。

現行:平成27年3月26日付厚生労働省告示第148号に定める基礎死亡率

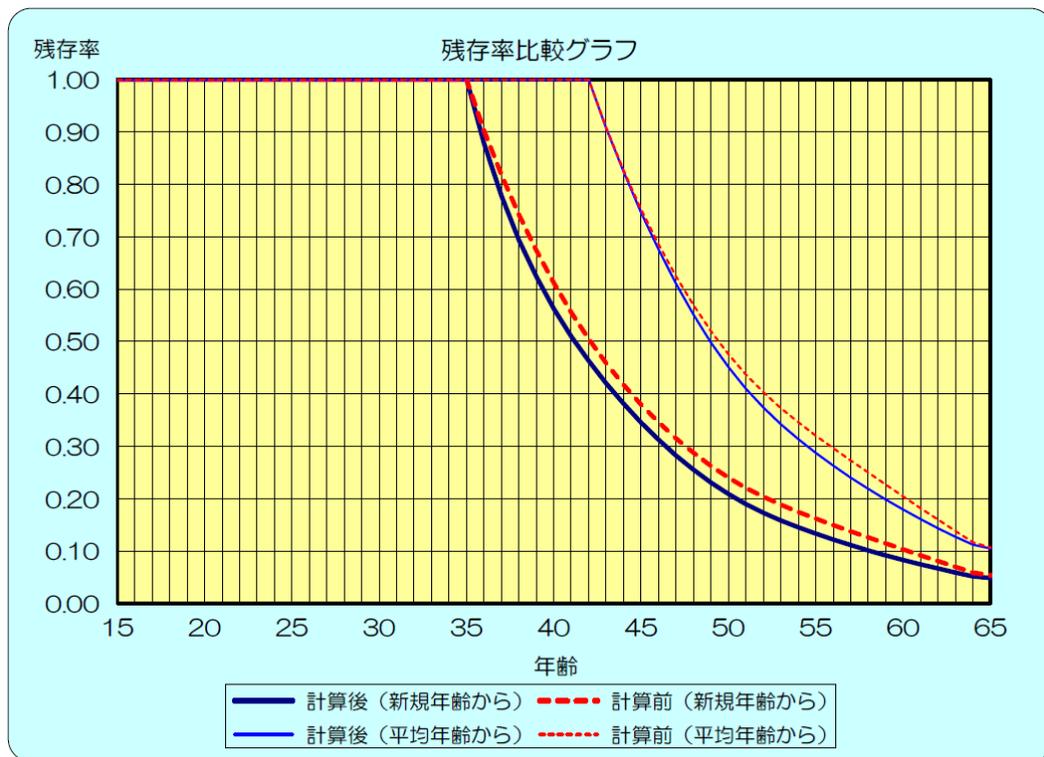
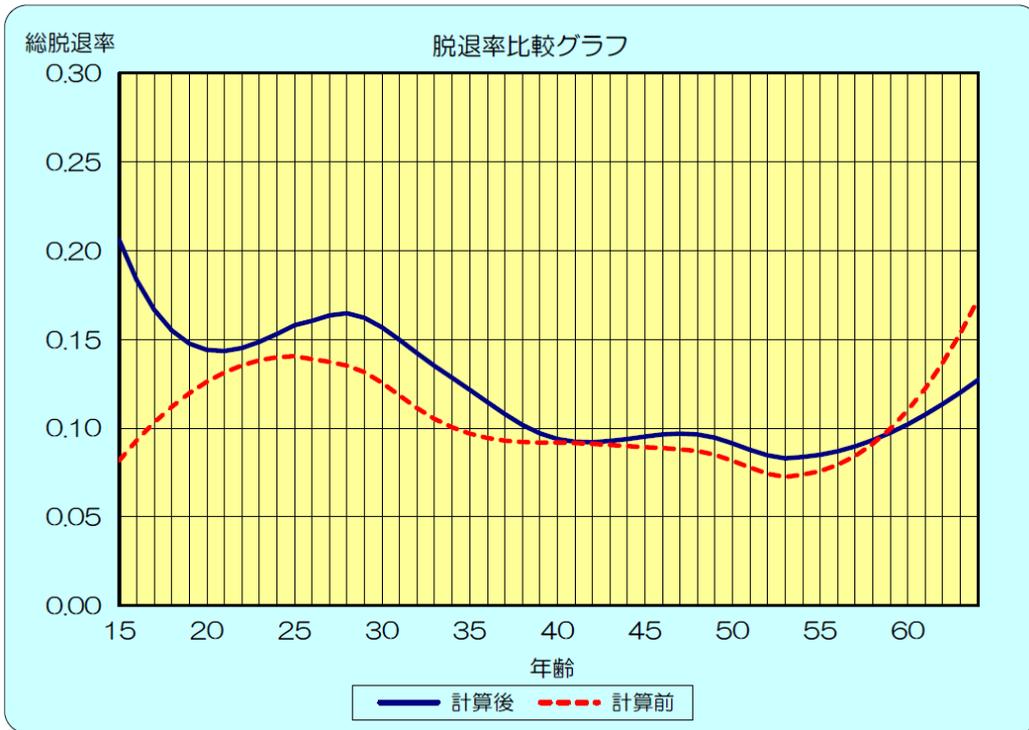
今回:令和02年3月25日付厚生労働省告示第089号に定める基礎死亡率

計算基礎率のうち、③**予定脱退率が、掛金率を▲0.19%引き下げています**。脱退率比較グラフを見ると、前回再計算時の予測に比してこの5年間の実績が総じて高かったことが分かります。計算上の平均脱退率が前回の10.1%から今回は11.0%に上昇しました。その結果、一般的に大きな金額を用意しなければいけない高年齢層を例にとると、残存率が低下(支払人数が減少)しており、将来の平均的な給付の支払見込み額が減少すると見積もられます。これが掛金率の引き下げ要因となります。

計算基礎率のうち、⑤**予定新規加入年齢が、掛金率を+0.05%引き上げています**。予定新規加入年齢は過去3年間の新規加入者の平均年齢ですが、前回再計算時の34歳から1歳引き上がり、35歳となりました。これは現行比で掛金拠出期間が1年短くなることを意味していて、同じ金額を用意する期間が短くなる分、掛金は上がります。

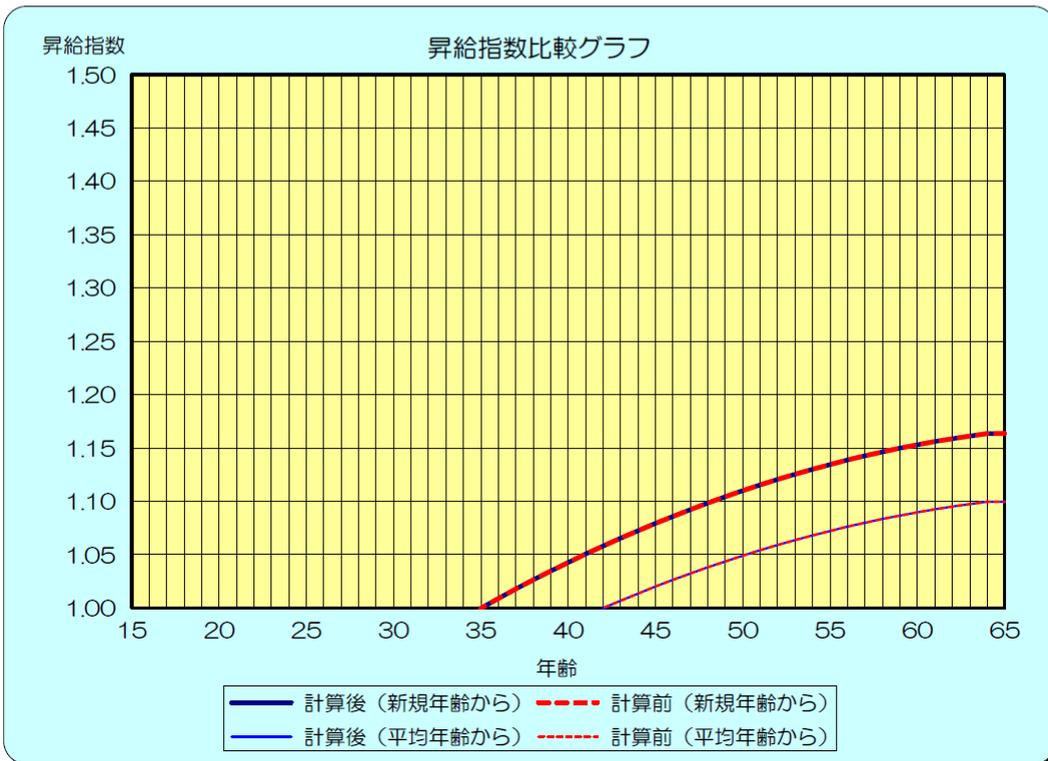
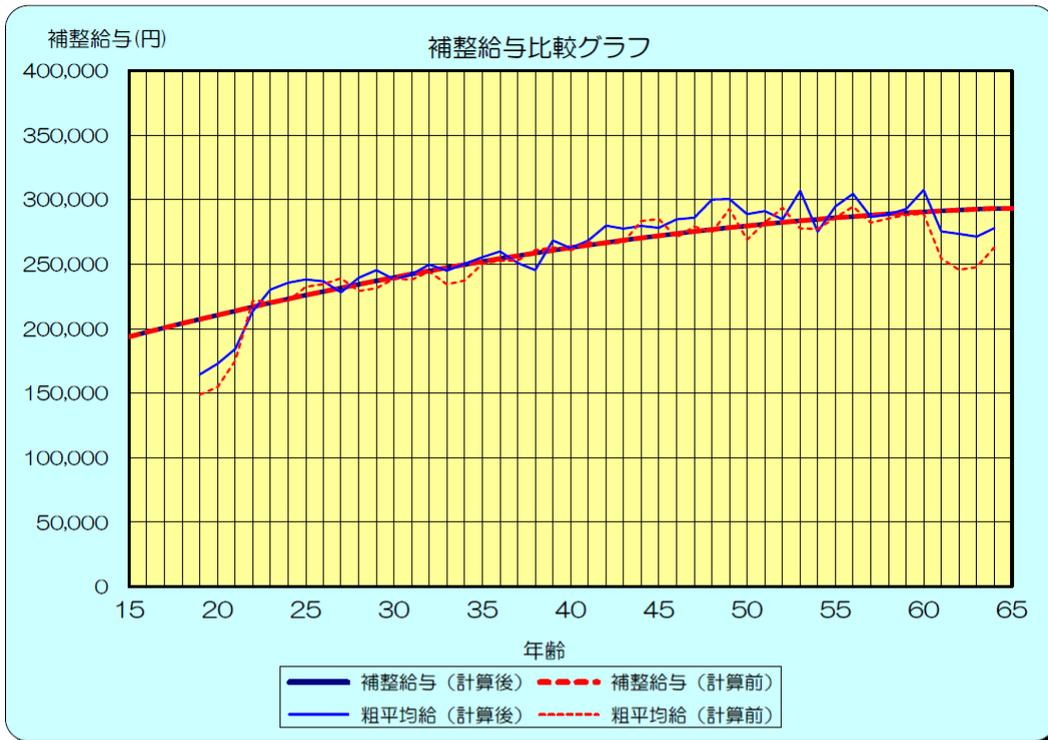
(ご参考2) 脱退率グラフ

(新規加入年齢：35歳，平均年齢：42歳)



(ご参考3) 昇給指数グラフ

(新規加入年齢：35歳，平均年齢：42歳)



計算基礎率のうち、④予定昇給指数については、補正給与比較グラフで年齢ごとの平均給与(粗平均給与)に見られるバラツキを数理的手法で補正し、加入年齢から定年年齢まで指数化した予定昇給指数が前回と今回でほぼ一致したため、掛金率への影響はありませんでした。

計算結果比較表

計算の内容		I 案	II 案	現行	
		予定利率を現行の2.0%とし、標準掛金及び特別掛金の拠出額合計の水準を維持した結果			I 案に加え、受給権者の死亡率について、基準死亡率に0.72を乗じた率を使用した結果
掛金率	標準掛金	14‰	14‰	14‰	
	特別掛金	1‰	1‰	1‰	
	償却方法	原則的方法	原則的方法	原則的方法	
	償却期間	25年7ヶ月	25年7ヶ月	25年7ヶ月	
	別途積立金	9,808,000円を取崩し	123,485,000円を取崩し	—	
掛金拠出回数		標準掛金：12回/年、特別掛金：12回/年			
資産評価方法		直近財政決算時と同じ方法(時価方式)			
計算の前提	計算基準日	2021年3月31日		—	
	変更予定日	2022年4月1日		—	
	財政方式	加入年齢方式			
	予定利率	2.0%			
	基準死亡率及び同率に乗じた率	令和2年3月25日付厚生労働省告示第89号に定める基礎死亡率		平成27年3月26日付厚生労働省告示第148号	
	加入者	1.00	1.00	1.00	
	受給者及び待期者	1.00	0.72	1.00	
	計算上の平均脱退率	11.0%	11.0%	10.1%	
	最終年齢	65歳			
	昇給指数(平均上昇率)	0.8%	0.8%	0.8%	
	再評価率の予測値	2.0%			
	指標利率の予測値	2.0%			
	計算上の新規加入者				
	加入年齢	35歳	35歳	34歳	
	計算基準日加入者				
	加入者数	10,777人			
	平均年齢	41.9歳	41.9歳	41.0歳	
平均給与額	266,609円	266,609円	258,193円		
一時金選択率	100%				

【確定給付企業年金法施行規則 第43条第2項第2号】予定死亡率は、加入者等(加入者及び加入者であった者をいう。以下同じ。)及びその遺族の性別及び年齢に応じた死亡率として厚生労働大臣が定める率(以下「基準死亡率」という。)とする。ただし、当該確定給付企業年金の加入者等及びその遺族の死亡の実績及び予測に基づき、次の各号に掲げる加入者、加入者であった者又はその遺族の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で定めた率を基準死亡率に乗じたものとする。イ 加入者 0以上 ロ 男子であって、加入者であった者又はその遺族 0.72以上1.0以下 ハ 女子であって、加入者であった者又はその遺族 0.72以上1.0以下

予定死亡率をより保守的(より長生きする)に見積もるII案を採用することとします。これに伴う追加費用は特別掛金率には反映させず、別途積立金の一括取崩しで対応します。死亡率が予定死亡率どおりに推移した場合、今後の年度決算での剰余要因となることが予想され、決算の安定推移の一助となることが期待されます。

なお、当基金における財政悪化リスク相当額の算定方法が「厚生労働大臣の承認が必要な特別算定方法」の新規申請に該当するため、下記の「特別算定承認申請書」を九州厚生局宛提出し、承認されました。

財政悪化リスク相当額は 1,678 百万円でした。これは前回代議員会でご案内の予測範囲内の数値で、リスク対応掛金の拠出余地がない点もご案内のとおりです。

鹿病基金発第3号

令和3年10月29日

厚生労働大臣 殿

申請者	基金番号	九基第016341号
	住所	鹿児島市東千石町1番38号 鹿児島商工会議所ビル8階
	基金名称	鹿児島県病院企業年金基金
	理事長名	小田原 良治

特別算定承認申請書

標記について、確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法（平成28年厚生労働省告示第412号）第3条の規定に基づき、下記の関係書類を添えて申請します。

記

1. 財政悪化リスク相当額の算定方法の概要
2. 特別算定方法理由書
3. 財政悪化リスク相当額を予備的に計算した結果を示す書類

1. 財政悪化リスク相当額の算定方法の概要

- 以下の手順にて算定することとする。

- ① 平成28年厚生労働省告示第412号（以下、リスク算定告示という。）における別表の上欄に掲げる資産（以下、リスク対象資産という。）に係る財政悪化リスク相当額の算定

計算基準日時点におけるリスク対象資産残高にリスク算定告示の別表下欄に定めるリスク係数を乗じて得た額の合計額

- ② リスク算定告示における別表の上欄に掲げる資産以外（以下、その他資産という。）のうち個別にリスク係数を定めるファンドに係る財政悪化リスク相当額の算定

計算基準日時点における個別にリスク係数を定めるファンドの資産残高毎に当該ファンドに係る標準偏差に基づき算定したリスク係数を乗じて得た額の合計額

なお、当該リスク係数は、以下のとおりとする。

ブラックストーン・マルチストラテジー・ファンドオブファンズ (5.51%×2.06)	11.35%
年投（株式口）第88ファンド (5.50%×2.06)	11.33%
年投（外証口）第184ファンド (8.36%×2.06)	17.22%
LMR FD LTD G NR SR 2 (15.57%×2.06)	32.07%
Pictet TR - Diversified Alpha HJ JPY (3.47%×2.06)	7.15%
BlueBay Funds International - BlueBay International Investment Grade Absolute Return Bond Fund (Class E - JPY Base Class) (4.34%×2.06)	8.94%
Farallon Capital Offshore Investors, Inc. II Currency Class Fund, Ltd (5.46%×2.06)	11.25%
Marshall Wace Eureka Fund, Class B2 JPY (7.07%×2.06)	14.56%
ストラテジー/リサーチ ハイブリッド（株式口2A） (2.46%×2.06)	5.07%

※リスク係数の算定方法

TVaR (95%) = 標準偏差×2.06より、リスク係数=標準偏差×2.06として算定する。
標準偏差は当該ファンドの3年間の月次のヒストリカルデータから年率換算して算定。

- ③ 制度全体の資産に係る財政悪化リスク相当額の算定

リスク算定告示第2条第1項第1号の方法に準じ、①および②で算定した合計額に、積立金の額を①および②の資産の合計額で除して得た率を乗じた額

- 当該特別算定方法は次回の財政再計算時までに限り使用するものとする。
- 次回の財政再計算時には見直しを行い、特別算定方法の変更申請を行うものとする。

2. 特別算定方法理由書

① リスク算定告示第2条第1項第1号に定める方法としない理由

当基金は令和3年3月31日を計算基準日とする財政計算（施行日：令和4年4月1日）において、計算基準日時点における積立金のうち、その他資産の割合が20%以上であるため、特別算定方法にて財政悪化リスク相当額を算定することといたしたい。

② 今回申請する特別算定方法とする理由

- 1) 「リスク対象資産」については、リスク算定告示第2条第1項第1号に定める方法に準じ、リスク算定告示の別表下欄に定めるリスク係数を乗じて財政悪化リスク相当額を算定するのが適切と考える。
- 2) 「その他資産のうち個別にリスク係数を定めるファンド」については、当該ファンドの3年間の月次のヒストリカルデータから年率換算した標準偏差を用いてリスク係数を算出し、これに乗じて財政悪化リスク相当額を算定するのが客観性の観点で適切と考える。
なお、標準偏差の算定期間については、当該ファンドのリスク構造が時系列的に変化することが想定されるため、比較的短い期間である3年間で適切と考える。
- 3) 積立金の額から「リスク対象資産」および「その他資産のうち個別にリスク係数を定めるファンド」の合計額を控除した額については、積立金の額に占める割合が20%未満であるため、リスク算定告示第2条第1項第1号に定める方法に準じることで適切と考える。

3. 財政悪化リスク相当額を予備的に計算した結果を示す書類

計算基準日：令和3年3月31日

1) その他資産のうち個別にリスク係数を定めるファンドに係るリスク係数算定表

標準偏差	ブラックストーン・マルチストラテジー・ファンドオブファンズ	(i)	5.51%
	年投（株式口）第88ファンド	(ii)	5.50%
	年投（外証口）第184ファンド	(iii)	8.36%
	LMR FD LTD G NR SR 2	(iv)	15.57%
	Pictet TR - Diversified Alpha HJ JPY	(v)	3.47%
	BlueBay Funds International - BlueBay International Investment Grade Absolute Return Bond Fund (Class E - JPY Base Class)	(vi)	4.34%
	Farallon Capital Offshore Investors, Inc. II Currency Class Fund, Ltd	(vii)	5.46%
	Marshall Wace Eureka Fund, Class B2 JPY	(viii)	7.07%
	ストラテジー/リサーチ ハイブリッド（株式口2A）	(ix)	2.46%
	リスク係数	ブラックストーン・マルチストラテジー・ファンドオブファンズ ((i)×2.06)	(x)
年投（株式口）第88ファンド ((ii)×2.06)		(xi)	11.33%
年投（外証口）第184ファンド ((iii)×2.06)		(xii)	17.22%
LMR FD LTD G NR SR 2 ((iv)×2.06)		(xiii)	32.07%
Pictet TR - Diversified Alpha HJ JPY ((v)×2.06)		(xiv)	7.15%
BlueBay Funds International - BlueBay International Investment Grade Absolute Return Bond Fund (Class E - JPY Base Class) ((vi)×2.06)		(xv)	8.94%
Farallon Capital Offshore Investors, Inc. II Currency Class Fund, Ltd ((vii)×2.06)		(xvi)	11.25%
Marshall Wace Eureka Fund, Class B2 JPY ((viii)×2.06)		(xvii)	14.56%
ストラテジー/リサーチ ハイブリッド（株式口2A） ((ix)×2.06)		(xviii)	5.07%

2) 財政悪化リスク相当額算定表

(単位: 千円)

通	常	予	測	給	付	現	価	①	7,751,165
	合	計	(③	~	⑧)	②	4,348,039
リスク 対象 資産	国	内	債	券				③	211,413
	国	内	株	式				④	795,483
	外	国	債	券				⑤	1,666,564
	外	国	株	式				⑥	892,243
	一	般	勘	定				⑦	668,599
短	期	資	産				⑧	113,737	
その他 資産	合	計	(⑩	~	⑱)	⑨	2,536,962
	ブラックストーン・マルチストラテジー・ファンドオブファンズ							⑩	318,810
	年投(株式口)第88ファンド							⑪	99,795
	年投(外証口)第184ファンド							⑫	202,684
	LMR FD LTD G NR SR 2							⑬	301,276
	Pictet TR - Diversified Alpha HJ JPY							⑭	202,412
	BlueBay Funds International - BlueBay International Investment Grade Absolute Return Bond Fund (Class E - JPY Base Class)							⑮	266,574
	Farallon Capital Offshore Investors, Inc. II Currency Class Fund, Ltd							⑯	343,677
	Marshall Wace Eureka Fund, Class B2 JPY							⑰	348,926
	ストラテジー/リサーチ ハイブリッド(株式口2A)							⑱	50,850
	上	記	以	外				⑲	401,958
財政 悪化 リスク 相当 額	補正後合計 ((2) + (9)) × MIN (① , ② + ⑨) / (② + ⑨ - ⑱)							(1)	1,678,428
	合	計	((3)	~	(8))	(2)	1,271,076
	国	内	債	券	(③	× 5 %)	(3)	10,571
	国	内	株	式	(④	× 50 %)	(4)	397,742
	外	国	債	券	(⑤	× 25 %)	(5)	416,641
	外	国	株	式	(⑥	× 50 %)	(6)	446,122
	一	般	勘	定	(⑦	× 0 %)	(7)	0
	短	期	資	産	(⑧	× 0 %)	(8)	0
	合	計	((10)	~	(18))	(9)	309,363
	ブラックストーン・マルチストラテジー・ファンドオブファンズ							(10)	36,185
年投(株式口)第88ファンド							(11)	11,307	
年投(外証口)第184ファンド							(12)	34,902	
LMR FD LTD G NR SR 2							(13)	96,619	
Pictet TR - Diversified Alpha HJ JPY							(14)	14,472	
BlueBay Funds International - BlueBay International Investment Grade Absolute Return Bond Fund (Class E - JPY Base Class)							(15)	23,832	
Farallon Capital Offshore Investors, Inc. II Currency Class Fund, Ltd							(16)	38,664	
Marshall Wace Eureka Fund, Class B2 JPY							(17)	50,804	
ストラテジー/リサーチ ハイブリッド(株式口2A)							(18)	2,578	

鹿児島県病院企業年金基金

理事長

小田原 良治 殿

特 別 算 定 承 認 書

令和3年10月29日付鹿病基金発第3号にて鹿児島県病院企業年金基金(九基第016341号)より申請のあった特別算定承認申請について、確定給付企業年金法施行規則第43条第1項に規定する通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法(平成28年厚生労働省告示第412号)第3条第4項の規定により承認する。

令和3年11月22日

厚生労働大臣 後 藤 茂 之



議案第2号 2022年度(令和4年度)予算案について

毎事業年度の予算については、確定給付企業年金法第19条第1項及び基金規約(代議員会の議決事項)により、代議員会で議決する必要があります。行政宛の届出は不要です。

貸借対照表及び損益計算書並びに予算編成の前提となる補助資料等に基づき、「2021年度(令和3年度)決算見込み」及び「2022年度(令和4年度)予算案」を審議します。

年金経理

(単位:百万円)

概要		令和4年度 予算推計額	令和3年度 決算見込額	増減
収入	掛金	517	525	-8
	運用収益	304	317	-14
	別途積立金取崩金	0	123	-123
	小計	821	966	-145
支出	給付	464	430	34
	運用報酬等	40	38	2
	業務委託費	36	34	2
	責任準備金増加額	281	464	-183
小計	821	966	-145	
収入－支出		0	0	0
資産	年金資産	7,539	7,258	281
	(内 責任準備金)	4,407	4,126	281
	(内 別途積立金)	3,133	3,133	0

年金経理は、当基金の目的である「基金の加入者等の老齢、脱退又は死亡について規約に基づく給付を行う。」ための積立金の勘定です。

収入は「**掛金**」と「**運用収益**」が主となります。掛金収入は、今年度見込及び来年度予算ともに概ね5億円の見込みです。運用収益は、今年度見込では全体で4.04%（信託銀行を4.40%、生保特別勘定を4.00%、生保一般勘定を0.80%）、来年度予算では全体で3.65%（信託銀行を4.00%、生保特別勘定を3.50%、生保一般勘定を0.50%）の収益率を見込んでいます。

支出における「**給付額**」の来年度予算額は今年度決算見込額×1.08といたしました。

今年度は財政再計算結果Ⅱ案の採用を受け、別途積立金取崩金が発生しております。新財政基準が適用されるため、財政均衡状態にある間、当年度剰余金は発生せず、責任準備金の増加によって調整されます。従って令和4年度予算推計では別途積立金の増減もありません。

■ 予定損益計算書(自令和4年4月1日 至令和5年3月31日)

予定損益計算書(自令和4年4月1日 至令和5年3月31日)

(年金経理)

(単位:千円)

費用勘定						
科目		令和4年度(2022年度)		令和3年度(2021年度)		令和2年度(2020年度)
大分類	中分類	推計額	対前年度増減額	決算見込額	対前年度増減額	決算額
1. 経常収支						
		(454,000)	(32,000)	(422,000)	(72,559)	(349,441)
給付費	老齢給付金	270,000	20,000	250,000	33,906	216,094
	脱退一時金	180,000	10,000	170,000	42,756	127,244
	遺族一時金	4,000	2,000	2,000	△ 4,103	6,103
移換金	移換金	10,000	2,000	8,000	3,208	4,792
運用報酬等	運用報酬等	40,000	2,108	37,892	4,012	33,880
業務委託費	業務委託費	36,000	2,000	34,000	179	33,821
3. 負債の変動						
責任準備金増加額	責任準備金増加額	280,929	△ 183,086	464,015	241,120	222,895
4. 基本金						
当年度剰余金	当年度剰余金	0	0	0	△ 584,622	584,622
計		820,929	△ 144,978	965,907	△ 263,541	1,229,448
収益勘定						
科目		令和4年度(2022年度)		令和3年度(2021年度)		令和2年度(2020年度)
大分類	中分類	推計額	対前年度増減額	決算見込額	対前年度増減額	決算額
1. 経常収支						
掛金等収入	掛金等収入	517,185	△ 7,815	525,000	7,506	517,494
運用収益		(303,746)	(△13,676)	(317,422)	(△394,535)	(711,957)
	信託資産に係る 当期運用収益	289,733	△ 12,447	302,180	△ 393,485	695,665
	保険資産に係る 当期運用収益	14,013	△ 1,229	15,242	△ 1,050	16,292
4. 基本金						
別途積立金取崩金	別途積立金取崩金	0	△ 123,485	123,485	123,485	0
計		820,929	△ 144,978	965,907	△ 263,541	1,229,448

給付の種類は加入期間等により「老齢給付金」と「脱退一時金」に分類されます。加入者等が死亡した場合はその遺族に「遺族一時金」を支給します。

「移換金」は、企業年金連合会の「通算企業年金」や国民年金基金連合会の「個人型確定拠出年金(iDeCo)」に資産移換を行った金額で、近年申し込みが増加傾向にあることを考慮しました。

運用報酬等は、運用対象の年金資産額の増加に伴う増加。業務委託費は、給付件数の増加に伴う増加を見込んでいます。

■ 予定貸借対象表(令和5年3月31日現在)

予定貸借対照表(令和5年3月31日現在)

(年金経理)

(単位:千円)

資産勘定						
科目		令和4年度(2022年度)		令和3年度(2021年度)		令和2年度 (2020年度)
大分類	中分類	推計額	対前年度増減額	決算見込額	対前年度増減額	決算額
1. 純資産						
		(86,198)	(△1,302)	(87,500)	(1,276)	(86,224)
流動資産	現金・預貯金	43,099	△ 651	43,750	590	43,160
	未収掛金	43,099	△ 651	43,750	686	43,064
		(7,505,082)	(285,731)	(7,219,351)	(334,348)	(6,885,003)
固定資産	信託資産	6,634,039	276,719	6,357,320	273,528	6,083,792
	保険資産	871,043	9,012	862,031	60,820	801,211
計		7,591,279	284,429	7,306,850	335,624	6,971,226
負債勘定						
科目		令和4年度(2022年度)		令和3年度(2021年度)		令和2年度 (2020年度)
大分類	中分類	推計額	対前年度増減額	決算見込額	対前年度増減額	決算額
1. 純資産						
		(52,000)	(3,500)	(48,500)	(△4,906)	(53,406)
支払備金	未払給付費	52,000	3,500	48,500	△ 4,151	52,651
	未払移換金	0	0	0	△ 755	755
2. 負債						
責任準備金	責任準備金	4,406,591	280,929	4,125,662	464,015	3,661,647
3. 基本金						
		(3,132,690)	0	(3,132,690)	(△123,484)	(3,256,174)
基本金	別途積立金	3,132,690	0	3,132,690	461,138	2,671,552
	当年度剰余金	0	0	0	△ 584,622	584,622
計		7,591,279	284,429	7,306,850	335,624	6,971,226

3月分掛金は3月末在籍の加入者で計算し4月に納入告知を行います。財政決算上は年度内の掛金として認識し、未収掛金として計上します。

現金・預貯金には3月末に各事業所から納付され、当基金の普通預金口座(鹿児島銀行、南日本銀行)に入金された2月分掛金が計上されます。全事業所の納付を確認後、4月に入ってから総幹事に送金し、その時点で固定資産(信託資産)に振り替えられます。

■ 財政決算の予測（年金数理人作成資料）

① 前年度決算の振り返り

直近財政決算日(2021年3月31日)の貸借対照表(基本金処理前)

資産勘定		負債勘定	
純資産	6,918	責任準備金	3,662
基本金(不足金)	0	基本金(剰余金)	3,257
繰越不足金	0	別途積立金	2,672
当年度不足金	0	当年度剰余金	585
合計	6,918	合計	6,919
		数理債務	4,374

掛金収入現価	償却方法/拠出方法	残余年数
特別掛金収入現価	原則的方法	26年7ヶ月
リスク対応掛金収入現価	-	-

2021年3月期財政検証の振り返り

継続基準の財政検証

純資産	=	6,918	≧	責任準備金	=	3,662
数理上資産+許容繰越不足金	=	7,467	≧			
⇒ 継続基準に抵触していません。			※ 数理上資産 = 純資産 + 資産評価調整額			

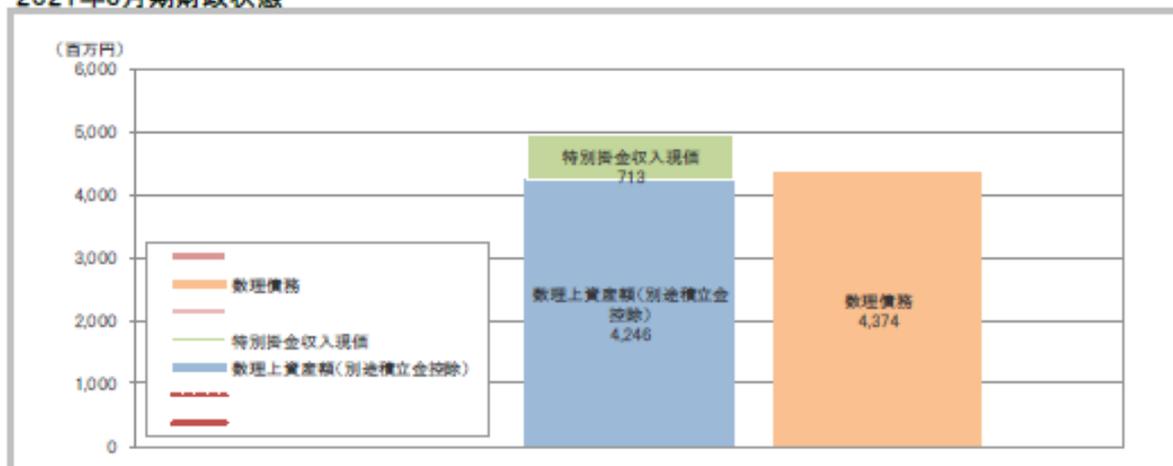
非継続基準の財政検証

純資産 / 最低積立基準額 (6,918 / 2,710)		当年度	前年度	2年前	3年前
		2.55	3.58	7.31	-
⇒ 非継続基準に抵触していません。		※ 2021年3月期の非継続基準の予定利率: 0.810%			

積立超過の財政検証

⇒ 積立超過に該当していません。

2021年3月期財政状態



② 今年度決算の予測

次回財政決算日(2022年3月31日)の貸借対照表(基本金処理前)の予測

資産勘定		負債勘定	
純資産	7,237	責任準備金	4,104
基本金(不足金)	0	基本金(剰余金)	3,133
繰越不足金	0	別途積立金	3,133
当年度不足金	0	当年度剰余金	0
合計	7,237	合計	7,237
		数理債務	4,665

掛金収入現価	償却方法/拠出方法	残余年数
特別掛金収入現価	原則的方法	25年7ヶ月
リスク対応掛金収入現価	-	-

2022年3月期財政検証の予測

継続基準の財政検証

純資産	=	7,237	≧	責任準備金	=	4,104
数理上資産+許容繰越不足金	=	7,853	≧			

⇒ 継続基準に抵触しないと予測されます。

非継続基準の財政検証

純資産 / 最低積立基準額 (7,237 / 3,924)	当年度	前年度	2年前	3年前
	1.84	2.55	3.58	7.31

⇒ 非継続基準に抵触しないと予測されます。

積立超過の財政検証

数理上資産額	=	7,237	<	積立上限額	=	10,171
--------	---	-------	---	-------	---	--------

⇒ 積立超過に該当していません。

<概算の前提>

- ※ 2022年3月期の「年金資産の運用利回り」は、3.00%としました。
- ※ 2022年3月期の「非継続基準の予定利率」は、0.630%としました。
- ※ 許容繰越不足金は、2021年3月期決算と同様の算定方法に基づいて算定しております。

2022年3月期財政状態の予測



予定利率:2.00%、直近財政決算日:2021年3月31日、次回財政決算日:2022年3月31日、金額単位:百万円

※ 本概算結果は、一定の前提条件のもとに簡易な計算手法を用いて推計したものであり、精緻な数理計算の結果とは異なります。お取扱いには充分ご注意ください。

業務経理（業務会計）

（業務経理業務会計）

（単位：百万円）

概要		令和4年度 予算推計額	令和3年度 決算見込額	増減
収入	事務費掛金	104	104	0
	小計	104	104	0
支出	事務費	55	40	15
	代議員会費	2	1	1
	繰入金	13	9	4
	その他	3	2	1
小計		72	51	22
収入－支出		32	53	-22
現金・預貯金		887	855	33

業務会計は、給与や需用費（事務所借料、社会保険料、通信運搬費ほか）、福祉事業会計への繰入金（福祉給付金、広報誌）、代議員会開催費用などが主要な支出項目となります。

2021年度（令和3年度）も、引き続き新型コロナウイルス感染拡大による移動制限を受け、全国病院基金連絡協議会や、企業年金連合会九州地方協議会総会、企業年金連合会（東京）主催のセミナー・研修等が軒並みに中止となり、旅費・交通費の支出がほとんどありませんでした。その他、節約に努めた結果、53百万円程度の当年度剰余金が発生する見込みです。

2022年度（令和4年度）予算では、通常活動可能という前提で予算手当を行っています。予算費目が細かく規定されていて費目流用には理事長専決処分が必要となるため、余裕含みの予算としています。掛金収入が104百万円、支出は事務費を中心に72百万円。差引32百万円の剰余を見込んでいます。

次頁の予定損益計算書で、事務費（人件費）の役職員給与、役職員諸手当では、欠員となっている事務長職を採用する前提での支出見込みとなっています。

旅費では、通常年の活動を前提に、理事長・常務理事の出張旅費、理事会・年金資産管理運用委員会・総合監査等の役員旅費を計上しました。

事務費（物件費）の需用費では、事務所借料に5,000千円、社会保険料負担金に4,500千円、通信運搬費（後納郵便）に1,450千円、印刷製本費（パンフレット等）に1,300千円、当基金主催セミナー関連に1,200千円といったところが主要な支出項目です。

代議員会は年3回開催としています。業務委託費は「AUP費用」に充当します。

■ 予定損益計算書(自令和4年4月1日 至令和5年3月31日)

(業務経理業務会計)

(単位:千円)

費用勘定						
科目		令和4年度(2022年度)		令和3年度(2021年度)		令和2年度 (2020年度) 決算額
大分類	中分類	推計額	対前年度増減額	決算見込額	対前年度増減額	
		(54,521)	(14,906)	(39,615)	(2,336)	(37,279)
事務費	役職員給与	18,500	3,400	15,100	889	14,211
	役職員諸手当	9,900	2,190	7,710	△ 166	7,876
	旅費	4,000	3,450	550	337	213
	退職手当引当費	571	△ 84	655	228	427
	需用費	20,350	5,500	14,850	298	14,552
	会議費	1,200	450	750	750	0
		(1,900)	(1,050)	(850)	(326)	(524)
代議員会費	代議員旅費	1,200	500	700	249	451
	代議員会需用費	200	150	50	37	13
	代議員会会議費	500	400	100	40	60
業務委託費等	業務委託費等	800	100	700	370	330
繰入金	福祉事業会計への繰入金	12,700	4,100	8,600	1,306	7,294
雑支出	雑支出	2,371	1,350	1,021	△ 1,157	2,178
剰余金	当年度剰余金	31,758	△ 21,506	53,264	△ 2,702	55,966
計		104,050	0	104,050	479	103,571

収益勘定						
科目		令和4年度(2022年度)		令和3年度(2021年度)		令和2年度 (2020年度) 決算額
大分類	中分類	推計額	対前年度増減額	決算見込額	対前年度増減額	
掛金収入	事務費掛金収入	104,000	0	104,000	501	103,499
雑収入	受取利息	50	0	50	△ 22	72
計		104,050	0	104,050	479	103,571

科目			2022年度		2021年度	
大分類	中分類		推計額	対前年増減	決算見込額	
事務費 (人件費)	役職員給与	役員報酬	4,500	100	4,400	
			常務理事	4,500	100	4,400
			運用執行理事	2,000	0	2,000
		職員給料	11,500	2,800	8,700	
		人件費諸費	500	500	0	
	役職員諸手当	扶養手当	400	220	180	
		通勤手当	500	90	410	
		時間外手当	600	520	80	
		住宅手当	1,100	230	870	
		管理職手当	500	60	440	
		帰省手当	1,200	120	1,080	
		賞与	5,600	950	4,650	
		旅費	役員旅費	1,000	1,000	0
			理事長	1,000	1,000	0
			常務理事	1,000	846	154
	理事・監事		1,000	614	386	
	職員旅費	1,000	990	10		
	退職手当引当費	571	△ 84	655		

科目		2022年度		2021年度	
大分類	中分類	推計額	対前年増減	決算見込額	
		21,550	5,950	15,600	
事務費 (物件費)	備品費	400	150	250	
	消耗品費	600	200	400	
	印刷製本費	コピーカウンター	500	50	450
		その他	1,300	1,250	50
	通信運搬費	後納郵便	1,450	300	1,150
		電話	350	100	250
		レターパック・切手	350	150	200
		交通費	200	170	30
		その他	250	180	70
	光熱水料	(電気)	200	50	150
	借料損料	事務所借料	5,000	400	4,600
		倉庫保管料	450	100	350
		コピー機・PC他リース	950	300	650
	厚生費		350	100	250
	社会保険料 負担金	健保・厚年・児童	4,250	712	3,538
		基金分その他	250	88	162
	雑役務費	顧問契約他	1,200	99	1,101
		清掃管理料	250	36	214
		システム維持管理他	1,150	394	756
		その他(予備)	900	671	229
会議費	会議室使用料	700	257	443	
	食事代その他	500	193	307	
事務費計		54,521	14,906	39,615	

科目		2022年度		2021年度
大分類	中分類	推計額	対前年増減	決算見込額
繰入金		12,700	4,100	8,600
	福祉事業会計への繰入金	12,700	4,100	8,600
代議員会費		1,900	1,050	850
	代議員旅費(年3回開催)	1,200	500	700
	代議員会需用費・会議費	700	550	150
業務委託費等		800	100	700
	業務委託費等(AUP関係費用)	800	100	700
雑支出		2,371	1,350	1,021
	連合会費等	1,700	950	750
	地方税・雑費	671	400	271

■ 予定貸借対照表(令和5年3月31日現在)

(業務経理業務会計)

(単位:千円)

資産勘定						
科目		令和4年度(2022年度)		令和3年度(2021年度)		令和2年度 (2020年度)
大分類	中分類	推計額	対前年度増減額	決算見込額	対前年度増減額	決算額
		(896,054)	(32,717)	(863,337)	(54,328)	(809,009)
流動資産	現金・預貯金	887,354	32,717	854,637	54,241	800,396
	未収事務費掛金	8,700	0	8,700	87	8,613
固定資産	器具及び備品	314	0	314	1	313
繰延勘定	前払金	352	△ 389	741	△ 389	1,130
計		896,720	32,328	864,392	53,940	810,452

負債勘定						
科目		令和4年度(2022年度)		令和3年度(2021年度)		令和2年度 (2020年度)
大分類	中分類	推計額	対前年度増減額	決算見込額	対前年度増減額	決算額
		(4,030)	(570)	(3,460)	(676)	(2,784)
流動負債	預り金	0	0	0	△ 24	24
	引当金	3,530	570	2,960	654	2,306
	未払金	500	0	500	46	454
		(892,690)	(31,758)	(860,932)	(53,264)	(807,668)
基本金	基本金	313	0	313	0	313
	繰越剰余金	860,619	53,264	807,355	55,966	751,389
	当年度剰余金	31,758	△ 21,506	53,264	△ 2,702	55,966
計		896,720	32,328	864,392	53,940	810,452

現金・預貯金のうち700百万円は定期預金で運用しています。

年金経理と同様の考えで、3月分掛金が未収事務費掛金として計上されます。

引当金の増加は、退職手当引当金の増加によるものです。

業務経理(福祉事業会計)

(業務経理福祉事業会計)

(単位:千円)

概要		令和4年度 予算推計額	令和3年度 決算見込額	
収入	業務会計からの受入金	12,700	8,600	
	小計	12,700	8,600	
支出	需用費	基金だより・年金時代	4,900	3,100
	福祉 給 付 金	結婚祝金	3,500	2,950
		就学祝金	2,500	2,000
		死亡弔慰金	400	100
		成人祝金	300	150
		災害見舞金	400	0
	諸謝金	諸謝金	500	200
	雑支出	振込手数料等	200	100
小計		12,700	8,600	
収入－支出		0	0	

福祉事業会計は、規約第101条に基づき、加入者又はその遺族に対する慶弔金の支給、加入者に対する災害見舞金の支給、加入者等への広宣活動を行うもので、業務会計からの受入金で賄われます。

予定損益計算書(自令和4年4月1日 至令和5年3月31日)

(業務経理福祉事業会計)

(単位:千円)

費用勘定						
科目		令和4年度(2022年度)		令和3年度(2021年度)		令和2年度 (2020年度) 決算額
大分類	中分類	推計額	対前年度増減額	決算見込額	対前年度増減額	決算額
事務費	需用費	4,900	1,800	3,100	△102	3,202
		(7,600)	(2,200)	(5,400)	(1,400)	(4,000)
福祉事業費	福祉給付金	7,100	1,900	5,200	1,200	4,000
	諸謝金	500	300	200	200	0
雑支出	雑支出	200	100	100	8	92
計		12,700	4,100	8,600	1,306	7,294
収益勘定						
科目		令和4年度(2022年度)		令和3年度(2021年度)		令和2年度 (2020年度) 決算額
大分類	中分類	推計額	対前年度増減額	決算見込額	対前年度増減額	決算額
受入金	業務会計からの 受入金	12,700	4,100	8,600	1,306	7,294
計		12,700	4,100	8,600	1,306	7,294

広報誌「病院基金だより」及び「年金時代」を年2回発行する予定です。

病院基金だより

2021
3
第7号

鹿児島県病院企業年金基金



「春の気候」と「人」 (鹿児島県)

病院基金だより

2021
9
第8号

鹿児島県病院企業年金基金



「日本の海」 (伊勢市)

年金時代 春

いきいきライフの応援誌

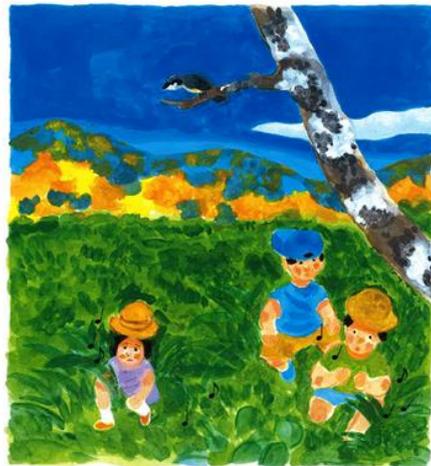
▶ 偶数月は年金が支払われる月！
日本年金機構からお知らせが来るのはいつごろ？



年金時代 秋

いきいきライフの応援誌

▶ 「扶養親族等申告書」を提出して控除を受けましょう！



加入者又はその遺族に対する慶弔金の支給については、規約で定めた以下の支給を行います。
人数は余裕含みで作成しています。

- ① 成人祝 5,000 円×60 人=300,000 円
- ② 結婚祝金 10,000 円×350 人=3,500,000 円
- ③ 就学祝金 5,000 円×500 人=2,500,000 円
- ④ 死亡弔慰金 20,000 円×20 人=400,000 円
- ⑤ 災害見舞金 理事会で相当と認める災害が発生した場合に支給 400,000 円

その他、基金主催セミナー講師への謝金、振込手数料等を計上しています。

報告第1号 理事長専決事項について

確定給付企業年金法施行令第12条第4項に基づき「臨時急施を要する事項」と判断し、理事長専決処分とした事項について、同条第5項に基づき次の代議員会で報告し、承認を得ることが必要とされています。

前回代議員会以降の理事長専決事項については以下のとおりです。

(1) DB 終了時の残余財産の個人型年金への移換に関する規約変更（法令改正対応）

2022年5月1日施行の法令改正により、DB 制度を終了した場合において残余財産を個人型 DC (iDeCo) への移換が可能となります。これに伴い、全ての DB において規約変更が必要なため、その旨を規約に規定するものです。(届出不要)

新旧対照条文

新	旧
<p>(確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換)</p> <p>第92条 基金の中途脱退者は、企業型年金(確定拠出年金法(平成13年法律第88号)第2条第2項に規定する企業型年金をいう。以下同じ。)の企業型年金加入者(同法第2条第8項に規定する企業型年金加入者をいう。)又は個人型年金(同法第2条第3項に規定する個人型年金をいう。)の個人型年金加入者(同法第2条第10項に規定する個人型年金加入者をいう。<u>以下同じ。</u>)の資格を取得したときは、基金に当該企業型年金の資産管理機関(同法第2条第7項第1号ロに規定する資産管理機関をいう。以下同じ。)又は同法第2条第5項に規定する連合会(以下この条において「国民年金基金連合会」という。)への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換)</p> <p>第92条 基金の中途脱退者は、企業型年金(確定拠出年金法(平成13年法律第88号)第2条第2項に規定する企業型年金をいう。以下同じ。)の企業型年金加入者(同法第2条第8項に規定する企業型年金加入者をいう。)又は個人型年金(同法第2条第3項に規定する個人型年金をいう。)の個人型年金加入者(同法第2条第10項に規定する個人型年金加入者をいう。)の資格を取得したときは、基金に当該企業型年金の資産管理機関(同法第2条第7項第1号ロに規定する資産管理機関をいう。以下同じ。)又は同法第2条第5項に規定する連合会(以下この条において「国民年金基金連合会」という。)への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。</p> <p>2～4 (略)</p>
<p>(連合会への残余財産の移換)</p> <p>第100条 終了制度加入者等(基金が解散した日において基金が老齢給付金の支給に関する義務を負っていた者に限る。以下この条及び次条において同じ。)は、清算人に、残余財産(前条第1項の規定により各終了制度加入者等に分配される残余財産をいう。以下この条及び次条において同じ。)の連合会への移換を申し出ることができる。</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>(連合会への残余財産の移換)</p> <p>第100条 終了制度加入者等(基金が解散した日において基金が老齢給付金の支給に関する義務を負っていた者に限る。以下この条において同じ。)は、清算人に、残余財産(前条の規定により各終了制度加入者等に分配される残余財産をいう。以下この条において同じ。)の連合会への移換を申し出ることができる。</p> <p>2～3 (略)</p>

新旧対照条文

新	旧
<p>(国民年金基金連合会への残余財産の移換)</p> <p>第100条の2 終了制度加入者等は、個人型年金加入者の資格を取得したときは、清算人に、残余財産の国民年金基金連合会への移換を申し出ることができる。</p> <p>2 前項の申出があったときは、基金は、国民年金基金連合会に当該申出に係る残余財産を移換する。</p> <p>3 国民年金基金連合会が前項の規定により残余財産の移換を受けたときは、第99条第1項の規定の適用については、当該残余財産は、当該終了制度加入者等に分配されたものとみなす。</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、令和4年5月1日から施行する。</p>	



・DB制度終了時の残余財産について、現行の分配・企業年金連合会への移換・企業型DCへの移換に加え、選択肢が追加されるものです。
 ・脱退一時金の移換先としては、すでにiDeCoへの移換は可能であり、平仄を合わせる改正です。

(2) 個人情報保護法改正対応：個人情報保護管理規程・特定個人情報取扱規程の変更

2020年6月12日付「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」の公布(2022年4月1日施行)への対応として、個人情報保護管理規程及び特定個人情報取扱規程の変更を行うものです。(届出不要)

今回の改正で、基金が公表すべき事項が追加されると共に、「仮名加工情報」が創設されました。

【公表すべき事項の追加(下線部)】

個人情報取扱事業者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

【仮名加工情報の創設】

従来は、匿名加工情報(個人情報を特定の個人を識別することができないよう加工して得られる個人に関する情報であつて、その情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたもの)のみであったが、今回仮名加工情報(他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないよう加工された個人情報のこと)が加わりました。

なお、当基金では匿名加工情報及び仮名加工情報ともに作成しません。

個人情報保護管理規程 新旧対照条文(1)

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 本規程は、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号。以下「法」という。)、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン及び関連する法令等(以下「法令等」という。)に基づき、個人情報保護の重要性に鑑み、鹿児島県病院企業年金(以下「当企業年金」という。)における加入者及び加入者であった者(以下「加入者等」という。)の個人情報の漏えい、滅失及び毀損等(以下「漏えい等」という。)を防止し、個人情報保護の徹底を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 本規程において「個人情報」とは、法第2条第1項に規定する個人情報をいう。</p> <p>2 本規程において「個人情報データベース等」とは、<u>法第16条第1項</u>に規定する個人情報データベース等をいう。</p> <p>3 本規程において「個人データ」とは、<u>法第16条第3項</u>に規定する個人データをいう。</p> <p>4 本規程において「保有個人データ」とは、<u>法第16条第4項</u>に規定する保有個人データをいう。</p> <p>5 本規程において「本人」とは、<u>法第2条第4項</u>に規定する本人をいう。</p> <p>6 本規程において「従業者」とは、当企業年金にあって、直接又は間接に当企業年金の指揮監督を受けて、当企業年金の業務に従事している者をいう。</p> <p><u>7 本規程において「仮名加工情報」とは、法第2条第5項に規定する仮名加工情報をいう。</u></p> <p><u>8 本規程において「匿名加工情報」とは、法第2条第6項に規定する匿名加工情報をいう。</u></p> <p><u>9 本規程において「個人関連情報」とは、法第2条第7項に規定する個人関連情報をいう。</u></p> <p>(適用)</p> <p>第3条 本規程は、従業者に適用する。</p> <p>2 本規程は、当企業年金が取り扱う加入者等に係る個人情報を対象とする。</p> <p>3 本規程に定めのない当企業年金における特定個人情報(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号及びこれをその内容に含む個人情報をいう。以下同じ。)の取扱いに関しては、別に定める特定個人情報取扱規程の定めに従う。</p> <p>4 本規程に定めのない事項については、法令等に従う。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 本規程は、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号。以下「法」という。)、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン及び関連する法令等(以下「法令等」という。)に基づき、個人情報保護の重要性に鑑み、鹿児島県病院企業年金(以下「当企業年金」という。)における加入者及び加入者であった者(以下「加入者等」という。)の個人情報の漏えい、滅失及び毀損等(以下「漏えい等」という。)を防止し、個人情報保護の徹底を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 本規程において「個人情報」とは、法第2条第1項に規定する個人情報をいう。</p> <p>2 本規程において「個人情報データベース等」とは、<u>法第2条第4項</u>に規定する個人情報データベース等をいう。</p> <p>3 本規程において「個人データ」とは、<u>法第2条第6項</u>に規定する個人データをいう。</p> <p>4 本規程において「保有個人データ」とは、<u>法第2条第7項</u>に規定する保有個人データをいう。</p> <p>5 本規程において「本人」とは、<u>法第2条第8項</u>に規定する本人をいう。</p> <p>6 本規程において「従業者」とは、当企業年金にあって、直接又は間接に当企業年金の指揮監督を受けて、当企業年金の業務に従事している者をいう。</p> <p>(適用)</p> <p>第3条 本規程は、従業者に適用する。</p> <p>2 本規程は、当企業年金が取り扱う個人情報を対象とする。</p> <p>3 本規程に定めのない当企業年金における特定個人情報(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号及びこれをその内容に含む個人情報をいう。)の取扱いに関しては、別に定める特定個人情報取扱規程の定めに従う。</p> <p>4 本規程に定めのない事項については、法令等に従う。</p>

個人情報保護管理規程 新旧対照条文(2)

新	旧
<p>(情報漏えい等事案への対応)</p> <p>第13条 当企業年金は、個人データの漏えい等の事案が発覚した場合は、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。</p> <p><u>(1) 当企業年金内部における個人データ管理責任者への報告及び被害の拡大防止</u></p> <p><u>(2) 事実関係の調査及び原因の究明</u></p> <p><u>(3) 影響範囲の特定</u></p> <p><u>(4) 再発防止策の検討及び実施</u></p> <p><u>(5) 地方厚生(支)局長への速やかな報告</u></p> <p><u>2 当企業年金は、漏えい等その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報の保護に関する法律施行規則(平成28年個人情報保護委員会規則第3号、以下「個人情報保護委員会規則」という。)で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。</u></p> <p><u>3 当企業年金は、前項に規定する場合には、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>4 当企業年金は、個人データの漏えい等の事案が発覚した場合(第2項に規定する場合を除く。)は、影響を受ける可能性のある本人への連絡等を行うよう努めるものとする。</u></p> <p><u>5 当企業年金は、個人データの漏えい等の事案が発覚した場合は、事実関係及び再発防止策等について、速やかに公表するよう努めるものとする。</u></p> <p>(利用目的に基づく取扱い)</p> <p>第16条 当企業年金は、あらかじめ公表した利用目的の達成に必要な範囲で個人情報を取り扱うものとする。ただし、次に掲げる場合は、本人の同意を得ないで、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことができる。</p> <p>(1) 法令に基づく場合</p> <p>(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき</p> <p>(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき</p>	<p>(情報漏えい等事案への対応)</p> <p>第13条 当企業年金は、個人データの漏えい等の事案が発覚した場合は、次に掲げる事項について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>(1) 事実関係の調査及び原因の究明</p> <p>(2) 影響範囲の特定</p> <p>(3) 再発防止策の検討及び実施</p> <p><u>(4) 影響を受ける可能性のある本人への連絡等</u></p> <p><u>(5) 事実関係及び再発防止策等の公表</u></p> <p><u>(6) 個人情報保護委員会及び所轄の厚生局長への報告</u></p> <p>(利用目的に基づく取扱い)</p> <p>第16条 当企業年金は、あらかじめ公表した利用目的の達成に必要な範囲で個人情報を取り扱うものとする。ただし、次に掲げる場合は、本人の同意を得ないで、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことができる。</p> <p>(1) 法令に基づく場合</p> <p>(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき</p> <p>(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき</p>

個人情報保護管理規程 新旧対照条文(3)

新	旧
<p>(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき</p> <p><u>(不適正な利用の禁止)</u></p> <p><u>第16条の2 当企業年金は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。</u></p> <p>(公表等)</p> <p>第19条 当企業年金は、個人情報を取り扱うにあつて、当企業年金のホームページに掲載することにより(基金の窓口に備え付けることにより)、次に掲げる事項を公表することとする。</p> <p>(1) 当企業年金の名称及び住所並びに代表者の氏名</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 加入者等からの保有個人データの利用目的の通知の求め、当該本人を識別する保有個人データの開示、訂正、追加若しくは削除、利用の停止若しくは消去又は第三者提供の停止(以下「開示等」という。)の請求に応じる手続</p> <p><u>(4) 保有個人データの安全管理のために講じた措置(本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。)</u></p> <p><u>(5) 苦情又は相談の窓口</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(第三者提供)</p> <p>第22条 当企業年金は、第三者が次に掲げる事項を遵守することを了承した場合に限り、個人データ(特定個人情報を除く。以下この章において同じ。)を当該第三者に提供することができる。</p> <p>(1) 当該個人データの改ざん及び複製又は複製(安全管理上必要なバックアップを目的とするものを除く_g)をしないこと</p> <p>(2) 当該個人データの保管期間を明確にすること</p> <p>(3) 利用目的達成後の当該個人データは、当企業年金に返却又は提供先において適切かつ確実に廃棄若しくは消去すること</p> <p>(4) 当該個人データの漏えい等又は盗用をしないこと</p> <p><u>(5) 当該個人データの漏えい等の事案が発覚した場合の当企業年金への報告</u></p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき</p> <p>(公表等)</p> <p>第19条 当企業年金は、個人情報を取り扱うにあつて、当企業年金のホームページに掲載することにより(基金の窓口に備え付けることにより)、次に掲げる事項を公表することとする。</p> <p>(1) 当企業年金の名称</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 加入者等からの保有個人データの利用目的の通知の求め又は当該本人を識別する保有個人データの開示、訂正、追加若しくは削除、利用の停止若しくは消去若しくは第三者提供の停止(以下「開示等」という。)の請求に応じる手続</p> <p><u>(4) 苦情又は相談の窓口</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(第三者提供)</p> <p>第22条 当企業年金は、第三者が次に掲げる事項を遵守することを了承した場合に限り、個人データ(個人番号を除く。以下この章において同じ。)を当該第三者に提供することができる。</p> <p>(1) 当該個人データの改ざん及び複製又は複製(安全管理上必要なバックアップを目的とするものを除く_g)をしないこと</p> <p>(2) 当該個人データの保管期間を明確にすること</p> <p>(3) 利用目的達成後の当該個人データは、当企業年金に返却又は提供先において適切かつ確実に廃棄若しくは消去すること</p> <p>(4) 当該個人データの漏えい等又は盗用をしないこと</p> <p>2・3 (略)</p>

個人情報保護管理規程 新旧対照条文(4)

新	旧
<p>4 第2項の規定にかかわらず、当企業年金は、あらかじめ次に掲げる事項を本人に通知し、又は本人が容易に知り得ることができる状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出た場合は、本人の同意を得ることなく、個人データを当該第三者に提供することができる。<u>ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報(法第2条第3項に規定する要配慮個人情報をいう。以下同じ。)</u>又は法第20条第1項の規定に違反して取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者(法第16条第2項に規定する個人情報取扱事業者をいう。以下同じ。)から法第27条第2項の規定により提供されたものである場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 当企業年金の名称及び住所並びに代表者の氏名</p> <p>(2) 第三者への提供を利用目的とすること</p> <p>(3) 第三者に提供する個人データの項目</p> <p>(4) <u>第三者に提供される個人データの取得の方法</u></p> <p>(5) 第三者への提供の方法</p> <p>(6) 本人の求めに応じて当該本人の識別される個人データの第三者への提供を停止すること</p> <p>(7) 本人の求めを受け付ける方法</p> <p>(8) <u>前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項</u></p> <p>5 <u>当企業年金は、前項第1号に掲げる事項に変更があったとき又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第3号から第5号まで、第7号又は第8号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。</u></p> <p>6 当企業年金は、他の個人情報取扱事業者又は行政機関が保有する個人データ等の提供を受ける場合は、第1項各号の規定を遵守するものとする。</p> <p>(第三者提供を受ける際の確認等)</p> <p>第24条 当企業年金は、第三者から個人データの提供を受けるとき(第22条第3項各号に該当する場合を除く。)は、次に掲げる事項を確認しなければならない。</p> <p>(1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの)にあっては、その代表者又は管理人)の氏名</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 当企業年金は、前項の確認を行ったときは、次に掲げる事項に関する記録を作成しなければならない。</p>	<p>4 第2項の規定にかかわらず、当企業年金は、あらかじめ次に掲げる事項を本人に通知し、又は本人が容易に知り得ることができる状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出た場合は、本人の同意を得ることなく、個人データ(法第2条第3項に規定する要配慮個人情報を除く。)を当該第三者に提供することができる。</p> <p>(1) 第三者への提供を利用目的とすること</p> <p>(2) 第三者に提供する個人データの項目</p> <p>(3) 第三者への提供の方法</p> <p>(4) 本人の求めに応じて当該本人の識別される個人データの第三者への提供を停止すること</p> <p>(5) 本人の求めを受け付ける方法</p> <p>5 当企業年金は、他の個人情報取扱事業者(法第2条第5項に規定する個人情報取扱事業者をいう。)又は行政機関が保有する個人データ等の提供を受ける場合は、第1項各号の規定を遵守するものとする。</p> <p>(第三者提供を受ける際の確認等)</p> <p>第24条 当企業年金は、第三者から個人データの提供を受けるとき(第22条第3項各号に該当する場合を除く。)は、次に掲げる事項を確認しなければならない。</p> <p>(1) 当該第三者の氏名又は名称並びに法人にあっては、その代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの)にあっては、その代表者又は管理人)の氏名</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 当企業年金は、前項の確認を行ったときは、次に掲げる事項に関する記録を作成しなければならない。</p>

個人情報保護管理規程 新旧対照条文(5)

新	旧
<p>(1)(2) (略)</p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(委託等に基づく提供)</p> <p>第25条 次に掲げる場合において、<u>前3条の規定の適用については、当企業年金から個人データの提供を受ける者は、第三者に該当しないものとする。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき</p> <p><u>2 当企業年金は、前項第3号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。</u></p> <p>(開示)</p> <p>第27条 当企業年金は、本人から当企業年金が保有する<u>当該本人が識別される保有個人データ又は第三者定提供記録(法第29条第1項及び法第30条第3項の記録(その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)で定めるものを除く。)をいう。)</u>について、<u>電磁的記録の提供による方法その他の個人情報保護委員会規則で定める方法による開示の請求があったときは、当該本人が請求した方法(当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法)により、遅滞なく、当該保有個人データ又は当該第三者提供記録を開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(1)(2) (略)</p> <p>(3) <u>その他個人情報保護委員会規則で定める事項</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(委託等に基づく提供)</p> <p>第25条 次に掲げる場合において、当企業年金から個人データの提供を受ける者は、<u>前3条の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき</p> <p>(開示)</p> <p>第27条 当企業年金は、本人から当企業年金が保有する<u>当該本人を識別する個人データについて開示の請求があったときは、遅滞なく、当該個人データを開示しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p>

個人情報保護管理規程 新旧対照条文(6)

新	旧
<p>(訂正等)</p> <p>第28条 当企業年金は、本人から<u>当該本人が識別される保有個人データ</u>について訂正、追加又は削除(以下「訂正等」という。)の請求があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく調査を行い、その結果に基づき、<u>当該保有個人データ</u>の内容の訂正等を行わなければならない。</p> <p>(利用停止等)</p> <p>第29条 当企業年金は、本人から<u>当該本人が識別される保有個人データ</u>が違法に取り扱われている又は違法に取得されたものであるとして、<u>当該保有個人データ</u>の利用の停止又は消去(以下「利用停止等」という。)の請求があった場合で、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な範囲で、遅滞なく、<u>当該保有個人データ</u>の利用停止等を行わなければならない。</p> <p>2 当企業年金は、本人から<u>当該本人が識別される保有個人データ</u>が違法に第三者に提供されているとして、当該第三者への提供の停止の請求があった場合、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、<u>当該保有個人データ</u>の第三者への提供を停止しなければならない。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、当企業年金は、<u>当該保有個人データ</u>の利用停止等又は第三者への提供の停止について、多額の費用を要することなどにより当該措置をとることが困難な場合は、本人の権利利益を保護するために必要なそれに代わるべき措置をとることができる。</p> <p>4 当企業年金は、本人から、<u>当該本人が識別される保有個人データ</u>を当企業年金が利用する必要がなくなった場合又は<u>当該保有個人データ</u>に係る第13条第2項に規定する事態が生じた場合その他<u>当該保有個人データ</u>の取扱いにより<u>当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合</u>であるとして、<u>当該保有個人データ</u>の利用停止等又は第三者への提供の停止の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、<u>法第35条第6項の規定に基づき速やかに対処する。</u></p> <p>(本人あて通知)</p> <p>第30条 当企業年金は、前3条の開示等に関する<u>対処の結果等</u>について、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知する。</p> <p>2 前項の<u>対処の結果等</u>が、本人から求められ、又は請求されたものと異なるものである場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めるものとする。</p>	<p>(訂正等)</p> <p>第28条 当企業年金は、本人から<u>当企業年金が保有する当該本人を識別する個人データ</u>について訂正、追加又は削除(以下「訂正等」という。)の請求があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく調査を行い、その結果に基づき、<u>当該個人データ</u>の内容の訂正等を行わなければならない。</p> <p>(利用停止等)</p> <p>第29条 当企業年金は、本人から<u>当企業年金が保有する当該本人を識別する個人データ</u>が違法に取り扱われている又は違法に取得されたものであるとして、<u>当該個人データ</u>の利用の停止又は消去(以下「利用停止等」という。)の請求があった場合で、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な範囲で、遅滞なく、<u>当該個人データ</u>の利用停止等を行わなければならない。</p> <p>2 当企業年金は、本人から<u>当企業年金が保有する当該本人の個人データ</u>が違法に第三者に提供されているとして、当該第三者への提供の停止の請求があった場合、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、<u>当該個人データ</u>の第三者への提供を停止しなければならない。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、当企業年金は、<u>当該個人データ</u>の利用停止等又は第三者への提供の停止について多額の費用を要することなどにより当該措置をとることが困難な場合は、本人の権利利益を保護するために必要なそれに代わるべき措置をとることができる。</p> <p>(本人あて通知)</p> <p>第30条 当企業年金は、前3条の開示等に関する<u>対処について決定したとき</u>は、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知する。</p> <p>2 前項の<u>決定</u>が、本人から求められ、又は請求されたものと異なるものである場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めるものとする。</p>

個人情報保護管理規程 新旧対照条文(7)

新	旧
<p>(要配慮個人情報の取扱い)</p> <p>第34条 当企業年金は、あらかじめ本人の同意を得ないで要配慮個人情報を取得しないものとする。ただし、<u>法第20条第2項各号に基づき取得する場合は、この限りでない。</u></p> <p>(仮名加工情報、匿名加工情報及び個人関連情報の取扱い)</p> <p>第35条 当企業年金は、加入者等の個人情報を加工して得られる<u>仮名加工情報(法第16条第5項に規定する仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。)</u>及び<u>匿名加工情報(同条第6項に規定する匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。)</u>を作成しないものとする。</p> <p>2. 当企業年金は、<u>個人関連情報(法第16条第7項に規定する個人関連情報データベース等を構成するものに限る。)</u>を第三者に提供しないものとする。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>本規程は、令和4年4月1日から実施する。</u></p>	<p>(要配慮個人情報の取扱い)</p> <p>第34条 当企業年金は、あらかじめ本人の同意を得ないで要配慮個人情報(<u>法第2条第3項に規定する要配慮個人情報をいう。)</u>を取得しないものとする。ただし、<u>法第17条第2項各号に基づき取得する場合は、この限りでない。</u></p> <p>(匿名加工情報の取扱い)</p> <p>第35条 当企業年金は、加入者等の個人情報を加工して得られる<u>匿名加工情報(法第2条第9項に規定する匿名加工情報をいう。)</u>を作成しないものとする。</p>

特定個人情報取扱規程 新旧対照条文

新	旧
<p>(個人情報保護委員会への報告等)</p> <p>第15条の2 特定個人情報管理責任者は、漏えい等その他の特定個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第29条の4第1項及び第2項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第5号、以下「個人情報保護委員会規則」という。)で定められるものが生じたときは、<u>個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。</u></p> <p>2. 前項に規定する場合には、特定個人情報管理責任者は、本人に対し、<u>個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>本規程は、令和4年4月1日から実施する。</u></p>	<p>(新設)</p>

(3) 就業規則の変更（法改正対応）

70歳までの高年齢者に就業確保措置を講ずることを努力義務とする「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」が、2021年4月1日から施行されたことに対応する具体的確保措置として、70歳まで定年を引き上げることとします。

就業規則 新旧対照条文

新	旧
第39条(定年退職) 1. 職員の定年は満70歳とし、定年年齢に達した日の属する月の末日をもって退職とする。 2. (略) 附 則 この規則は、令和4年4月1日から施行する。	第39条(定年退職) 1. 職員の定年は満65歳とし、定年年齢に達した日の属する月の末日をもって退職とする。 2. (略)

(4) 契約の変更または締結（年金信託契約等の変更・締結を理事長専決処分で行った場合）

第9回年金資産管理運用委員会でご審議いただいた、2022年度(令和4年度)の年金資産運用計画に基づくファンドの入替・新規採用に係る受託機関との契約です。

	種別	受託機関名	ファンド名称	(百万円)
新規採用	代替投資	国内債券	三菱UFJ信託 クオリティスプレッドESG考慮型(53F)	60
		国内株式	三菱UFJ信託 ミニマム・ボラティリティ・インデックス(87F)	45
		外国株式	みずほ信託 グローバルREIT(91F)	50
			第一生命 WCMクオリティ・グローバル・グロス(総合口I型)	50
	オルタナ	債券・インカム	三菱UFJ信託 世界物価連動国債インデックス型H(159F)	115
		国内株式	三菱UFJ信託 FSI日本株戦略(122F)	155
解約	代替投資	国内株式	三菱UFJ信託 最小分散ポートフォリオ型(68F)	-32
			三菱UFJ信託 低β・高配当利回り型(51F)	-32
	外国株式	三菱UFJ信託 最小分散ポートフォリオ型(為替ヘッジ)(181F)	-111	
	オルタナ	国内株式	三菱UFJ信託 マーケットニュートラル金融セクター特化型(88F)	-100

(5) AUPの実施に係る公認会計士との契約締結（2022年度）

2022年度(2022年4月～2023年3月)は、**毎期手続と重点領域2(重②)**がチェック対象となります。年間費用は、600,000円(税別)と見積もっています。

別紙1 合意された手続（2022年度）

項目	チェックポイント	合意された手続
1.（事務費）未収掛金及び掛金収入の正確性の確認	1-1 月計表、勘定元帳債権管理簿の未収掛金の勘定残高は一致しているか。（重②）	・2022年6月30日、9月30日、12月31日、2023年3月31日時点の（事務費）未収掛金の月計表、総勘定元帳、債権管理簿の残高が一致していることを確かめる。
	1-2 掛金収入のうち、事務費掛金は業務経理に記帳され、正確に記帳されているか。（重②）	・実地確認時に任意に指定する（事務費）掛金収入について、総勘定元帳と債権管理簿の金額が一致することを確認する。
2. 現金・預金残高の正確性と網羅性の確認	2-1 現金の手許残高と帳簿残高は一致しているか。（毎期）	・2022年6月30日、9月30日、12月31日、2023年3月31日時点の現金の貸借対照表残高（業務経理）、現金出納帳残高（業務経理）及び現金・預貯金残高一覧表が一致していることを確かめる。 ・上記時点の現金・預貯金残高一覧表上に常務理事（又は上席者）の押印がなされていることを確かめる。
	2-2 金融機関等の発行した書類（預金通帳、残高証明、取引明細等）と会計帳簿の残高は一致しているか。（毎期）	・2022年6月30日、9月30日、12月31日、2023年3月31日時点の各銀行口座の預金通帳残高、銀行残高証明書及び現金・預貯金残高一覧表に記載されている各銀行の口座ごとの残高が一致していることを確かめる。（2022年6月30日、9月30日、12月31日は銀行残高証明書との確認は行わない。）
3. 預り金、引当金、未払金、未払業務委託費、借入金等（その他）の負債の正確性と網羅性の確認	3-1 月計表、勘定元帳補助簿の勘定残高は一致しているか（重②）	・実地確認時に任意に指定する以下の勘定科目の月計表、総勘定元帳、補助簿の勘定残高が一致していることを確かめる。 【年金経理】未払運用報酬等、未払業務委託費、・・・ 【業務経理】預り金、引当金、・・・
4. 経費承認の内部統制の整備・運用状況の確認	4-1 費用を計上する振替伝票は、納品書、請求書等の証憑書類に基づき作成されているか。（重②）	・実地確認時に任意に指定する費用に係る出金伝票及び振替伝票について、納品書又は請求書等との一致を確認する。 ・実地確認時に任意に指定する費用について、発生期間と費用の計上が対応していることを確かめる。
	4-2 費用の計上日はその発生日となっているか。（重②）	
	4-3 全ての経費は基金が定めた決裁区分による決裁を受けているか。（毎期）	・実地確認時に任意に指定する決裁に常務理事（又は上席者）の押印がなされていることを確かめる。 ・当該決裁紙面上の決裁金額と該当の請求書上の金額及び総勘定元帳上の記帳金額が一致することを確認する。
5. 貯蔵品（切手・印紙等）管理の適切性と記帳の正確性と網羅性	5-1 貯蔵品管理表等が作成され、貯蔵品が管理されているか。（毎期）	・2022年6月30日、9月30日、12月31日、2023年3月31日時点の貯蔵品管理表上に常務理事（又は上席者）の押印がなされていることを確かめる。

項目	チェックポイント	合意された手続
6. 資金移動の記帳の正確性と網羅性、妥当性の確認	6-1 預金口座等の入出金額と年金経理からの繰入金金額は一致しているか。(毎期)	<ul style="list-style-type: none"> ・2022年4月1日から2023年3月31日までの年金経理から業務経理繰入のための預金通帳上の出金額（又は入出金/資産振替実行報告書もしくは月間異動明細表兼残高報告書）、業務経理における預金通帳上の入金額、年金経理及び業務経理それぞれの総勘定元帳上の記帳金額の一致を確かめる。また、年金経理からの繰入額が繰入承認額の範囲内であることを確かめる。 <p>※当基金では年金経理から業務経理への繰入れは行っていない（ゼロで報告）</p>
	6-2 年金経理からの繰入金と、年金経理における業務経理への繰入金金額は一致しているか。(毎期)	
7. 給与改定通知書の受領から総幹事への掛金の送金までの内部統制の整備・運用状況の確認	7-7 納入告知を行った金額と債権管理簿の掛金等債権額の増加額は一致しているか。(毎期)	<ul style="list-style-type: none"> ・実施確認時に任意に指定する納入告知書の金額と事業所別調定額一覧表（債権管理簿）の金額の一致を確かめる。 ・実地確認時に任意に指定する事業所別調定額一覧表（債権管理簿）の合計金額と債権管理簿（総括）の掛金の調定額の一致を確かめる。
	7-11 収納済額と総勘定元帳の現金預金の金額は一致しているか。(毎期)	
8. 未収掛金及び掛金収入の正確性の確認		
9. 未収掛金の回収可能性の確認	9-1 滞留している未収掛金はないか。滞留している未収掛金が生じている場合、適切に評価されているか。(毎期)	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納事業所管理表（又は滞納事業所一覧）に記載される1年以上滞留している債権の金額を手続結果として報告書又は報告書別紙に記載する。 ・2023年3月31日時点の滞納事業所管理表（又は滞納事業所一覧）に常務理事（又は上席者）の押印がなされていることを確かめる。
10. 運用資産の実在性及び記帳の正確性の確認	10-1 資産管理運用機関からの報告書と年金基金会計帳簿との一致を確かめる。(毎期)	<p>(信託資産)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2022年6月30日、9月30日、12月31日、2023年3月31日時点の総勘定元帳と年金信託財産に関する報告書の資産額が一致していることを確かめる。 <p>(保険資産)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2022年6月30日、9月30日、12月31日、2023年3月31日時点の総勘定元帳と保険会社の「保有資産に関するご報告」の資産額が一致していることを確かめる。
11. 運用資産の評価の妥当性の把握（時価等の入手ができないもの）	11-1 資産管理運用機関が管理する運用資産に他の資産管理運用機関（契約金融商品取引業者を含む。）から入手した価格でのみ評価している資産が存在していないか確認する。なお、監査法人等から年次報告書付きの監査報告書の直送を受けている資産を除く。(毎期)	<p>(該当資産がない場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産管理運用機関に対して該当資産がないことを確認状を送付し確かめる。 <p>(該当資産がある場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の資産管理運用機関（契約金融商品取引業者を含む。）から入手した価格でのみ評価している資産の明細について資産管理運用機関に確認状を送付し確かめる。

項目	チェックポイント	合意された手続
12. 給付請求と支払に関する内部統制の整備・運用状況の確認	12-1 加入事業所から送付された資格喪失届の内容が加入者原簿に記載されているか。(重②)	<ul style="list-style-type: none"> 三菱UFJ信託銀行株式会社の受託業務に係る内部統制の保証報告書に記載される統制目的Ⅲ. C. 2 (2) (委託者より受領した通知書・指図書類が正確、網羅的かつ適時にシステムに登録されることを合理的に保証する手続)の手続結果に除外事項が生じていないことを確かめる。
	12-2 年金基金は規約に基づく給付額の計算を行い、受託機関から送付を受けた給付額の計算結果を検証しているか。(重②)	<ul style="list-style-type: none"> 実地確認時に任意に指定する給付額の裁定処理が行われていることを確認する。
	12-3 退職者からの給付金請求の申出に基づき裁定処理が行われ、受給権者台帳に記載されているか。(重②)	<ul style="list-style-type: none"> 実地確認時に任意に指定する裁定処理された情報(年金額、支給開始年月、支給終了年月、支払期月及び各期支払額)が年金制度管理情報サービスの「受給権者台帳：裁定情報」画面に反映されていることを確かめる。
	12-4 裁定処理によって決裁された給付額と給付指図書の給付額は一致しているか。(毎期)	<ul style="list-style-type: none"> 実地確認時に任意に指定する決裁された給付額と給付指図書の給付額の一致を確かめる。
	12-5 受託機関に送付している給付指図書の金額と受託機関から送付を受けた出金実行報告書の内容は一致しているか。(毎期)	<p>(受託業務に係る内部統制の保証報告書を受領している場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> 三菱UFJ信託銀行株式会社の受託業務に係る内部統制の保証報告書に記載される統制目的Ⅲ. C. 2. (2) (委託者より受領した通知書・指図書類が正確、網羅的かつ適時にシステムに登録されることを合理的に保証する手続)の手続結果に除外事項が生じていないことを確かめる。
	12-6 受給者の現況確認結果を受給権者台帳に反映させているか。(毎期)	<ul style="list-style-type: none"> 実地確認時に任意に指定する月の現況確認が行われていることを現況届送付受給者一覧表で確認するとともに同一一覧表に常務理事(又は上席者)の押印がなされていることを確かめる。 実地確認時に任意に指定する受給者の現況確認結果が年金制度管理情報サービスの「現況届確認記録：詳細」画面に反映されているか確かめる。
13. 給付支払金額の正確性の確認	13-1 受託機関より出金実行報告書の送付を受けた月に年金給付、一時金給付の会計上を行っているか。(重②)	<ul style="list-style-type: none"> 実地確認時に任意に指定する入出金/資産振替実行報告書の内容が各月の総勘定元帳に計上されていることを確かめる。 実地確認時に任意に指定する給付(年金給付又は一時金給付)に係る入出金/資産振替実行報告書の内容と総勘定元帳の内容が一致していることを確かめる。
	13-2 出金実行報告書の内容と総勘定元帳の年金給付、一時金給付の内容は一致しているか。(重②)	

項目	チェックポイント	合意された手続
14. 残高確認状の送付と確認	14-1 銀行預金残高、信託資産残高、保険資産残高と勘定残高が一致しているか。(毎期)	・2023年3月31日時点の銀行預金残高、信託資産残高、保険資産残高と各種残高確認状による残高確認結果の合計金額の一致を確かめる。

報告第2号 2022年度(令和4年度)年金資産運用計画について

(1) 運用状況について (2022年1月末現在)

今年度も新型コロナウイルス感染拡大の動向に一喜一憂する展開が続いています。ワクチン接種の進展は株式市場にはプラスでしたが、変異株の出現(7月のデルタ株、11月のオミクロン株)は株式市場にはマイナスでした。オミクロン株については、重症化リスクが低いとの発表や経口治療薬(結構リスクな薬ですが…)への期待等で株式市場が反発する局面もあり、なかなか先の見通しが立てにくい状況です。

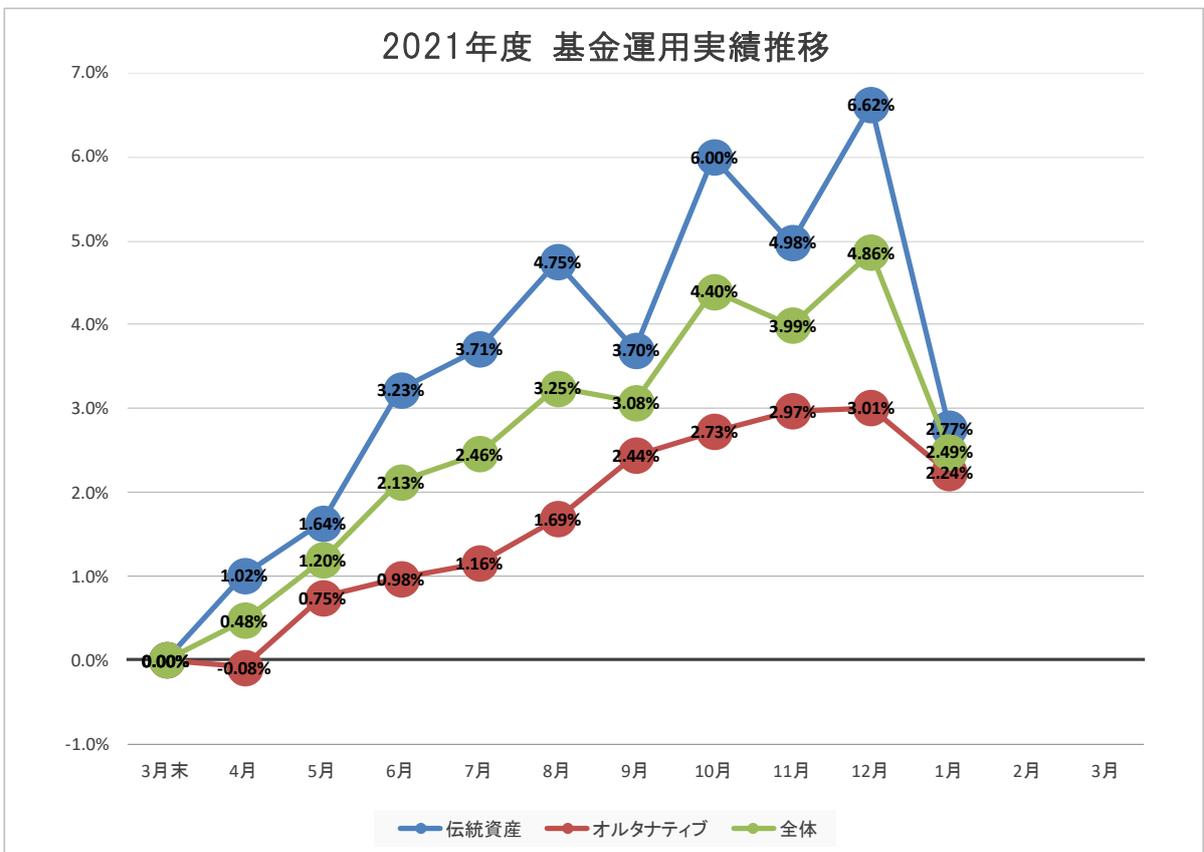
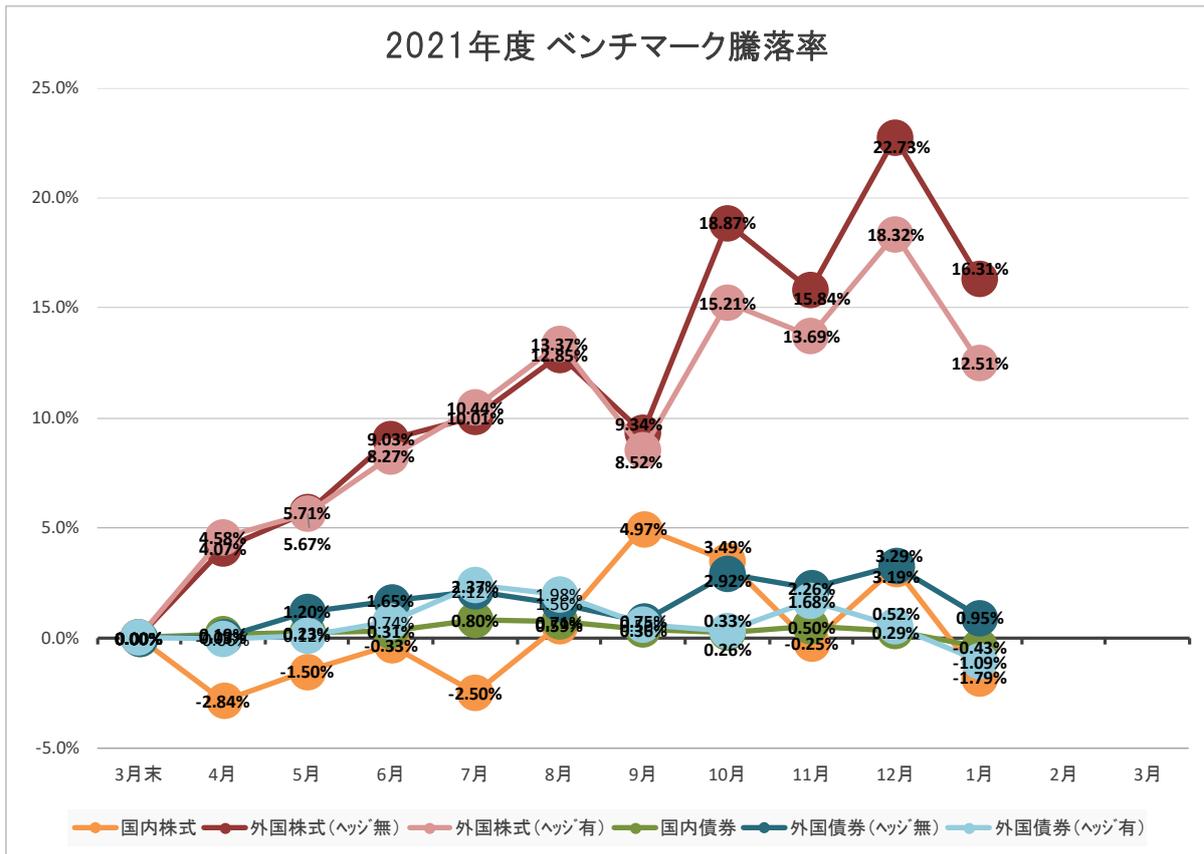
一方で、超低金利と各国中央銀行の超緩和的金融政策(お金を市場にばらまく)と、コロナ対策への大規模な財政出動(個人へお金を渡す等)により、余ったお金が溢れているところに、新型コロナウイルス感染拡大の影響でサプライチェーンの混乱が加わり、モノ不足(供給が需要に追いつかない)となると、消費者物価の上昇という形で人々の生活に影響が出てきました。特に顕著なのが米国で、インフレ抑え込みを目的としたFRBの量的緩和縮小や利上げ時期の前倒し示唆は株式市場にマイナスの影響を与えています。ただ、米国は人手不足も深刻で、賃金も大幅に上昇しています。モノの供給が追いついてくれば消費が増え、モノが売れるので企業業績も回復し株価も上昇、量的緩和縮小や利上げを行っても軟着陸できる可能性が見えてきますが、これも新型コロナウイルス感染状況次第でどう転ぶかわかりません。

2022年度以降の世界経済回復を見込んだ原油を中心としたエネルギー価格の上昇がウクライナ情勢が加わって更に高騰していることも消費者物価上昇に繋がっていて、インフレの行方から目が離せません。

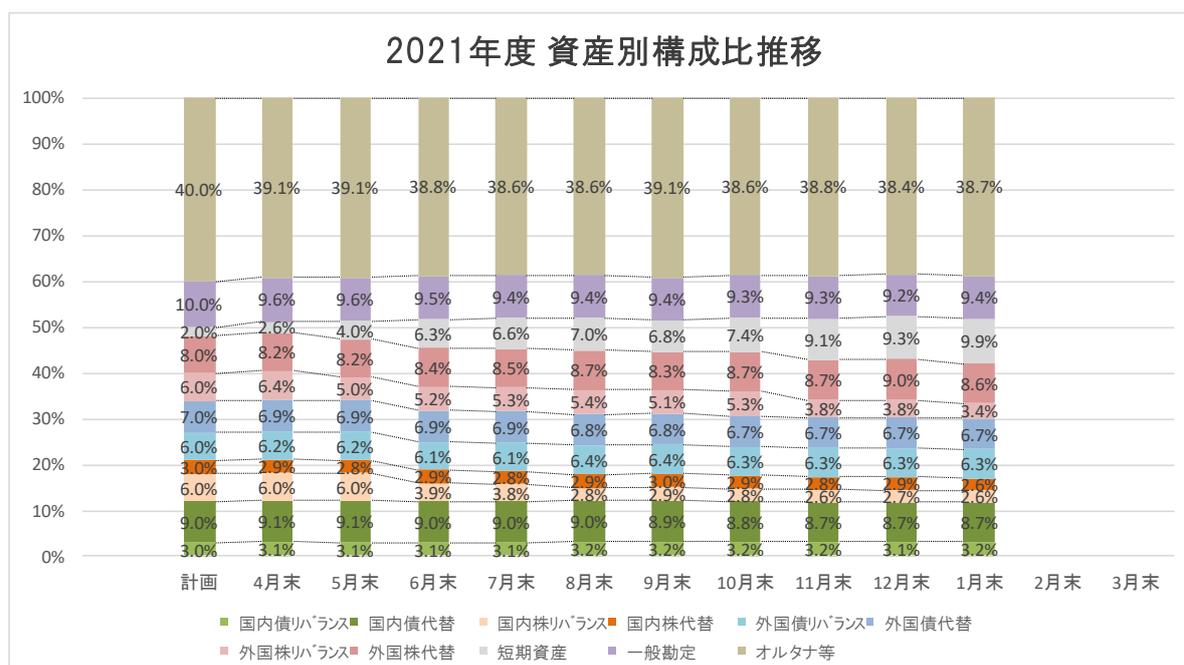
その他、市場を揺るがす恐れがある爆弾としては、IT・教育分野を潰すような愚民化政策を採り、不動産バブルが弾ける寸前の中国と、ウクライナ侵略を画策するロシアの動向があり、波乱含みです。

当基金の年金資産運用については、今年度はリバランスファンドにおいて、内外株式の利食い売りを複数回実施し、年度計画の配分比率より少なめで運営しています。

2022年1月末時点では、年金資産全体の時価ベース利回りは、**2.49%**(時間加重収益率)となっています。内訳を見ると、内外の債券・株式(伝統資産)での運用部分は、**2.77%**でした。一方で、コツコツと収益を積み上げていく「オルタナティブ」運用部分は、**2.24%**となっています。



【資産別構成の推移】



【運用実績表】

鹿児島県病院企業年金基金

<2021年4月～2022年1月>

資産	内訳	前期末時価総額 <2021年3月末> (千円)	全体構成比 (%)	時価総額(千円) (2022年1月末)	全体構成比 (%)	修正簿価平残 (千円)	総合収益 (千円)	修正総合収 益率(%)	時間加重収 益率(%)	
伝統資産 (リバランス運用+代替投資)	国内債券(12)	リバランス(3) 標準スタイルミックス	211,413	3.1%	227,689	3.2%	222,866	-630	-0.28%	-0.23%
		代替投資(9) 3ファンド	630,283	9.2%	627,374	8.7%	630,521	-1,570	-0.25%	-0.33%
		国内債券小計	841,697	12.2%	855,064	11.9%	853,387	-2,201	-0.26%	-0.23%
	国内株式(9)	リバランス(6) 個別スタイルミックス	416,057	6.0%	185,401	2.6%	282,202	-2,350	-0.83%	-2.05%
		代替投資(3) 4ファンド	217,098	3.2%	188,689	2.6%	203,180	-11,428	-5.62%	-5.90%
		国内株式小計	633,155	9.2%	374,091	5.2%	485,383	-13,778	-2.84%	-4.20%
	外国債券(13)	リバランス(6) 標準スタイルミックス	424,113	6.2%	453,260	6.3%	441,133	5,257	1.19%	1.24%
		代替投資(7) 3ファンド	515,491	7.5%	480,500	6.7%	484,206	25	0.01%	1.74%
		外国債券小計	939,605	13.6%	933,760	13.0%	925,339	5,282	0.57%	0.65%
	外国株式(14)	リバランス(6) 個別スタイルミックス	425,065	6.2%	244,640	3.4%	330,156	32,019	9.70%	16.12%
	代替投資(8) 5ファンド	544,626	7.9%	618,021	8.6%	558,613	75,644	13.54%	12.34%	
	外国株式小計	969,690	14.1%	862,661	12.0%	888,769	107,663	12.11%	11.05%	
	短期資産(2)	113,624	1.7%	710,923	9.9%	455,168	-48	-0.01%	-0.02%	
	合計(50)	3,497,771	50.8%	3,736,498	51.9%	3,608,046	96,918	2.69%	2.77%	
オルタナティブ	債券戦略(10)	3ファンド	684,893	9.9%	692,770	9.6%	684,893	7,877	1.15%	1.15%
	損害保険(0)	1ファンド	2,867	0.0%	1,401	0.0%	2,850	319	11.21%	6.45%
	国内株式(5)	3ファンド	312,974	4.5%	307,872	4.3%	312,768	-4,299	-1.37%	-1.40%
	マルチストラテジー(20)	5ファンド	1,368,859	19.9%	1,412,451	19.6%	1,368,585	44,358	3.24%	3.24%
	外国株式(5)	1ファンド	348,926	5.1%	371,834	5.2%	348,926	22,908	6.57%	6.57%
	短期資産(0)		112	0.0%	1,888	0.0%	144	0	-0.01%	-0.01%
	オルタナティブ小計(40)		2,718,632	39.5%	2,788,217	38.7%	2,718,167	71,163	2.62%	2.62%
	一般勘定(10)		668,599	9.7%	674,698	9.4%	669,736	4,761	0.71%	0.71%
合計(50)		3,387,231	49.2%	3,462,915	48.1%	3,387,903	75,924	2.24%	2.24%	
資産合計		6,885,002	100.0%	7,199,413	100.0%	6,995,949	172,842	2.47%	2.49%	

(2) 2022年度(令和4年度)年金資産運用計画について

IMFが1月25日に公表した世界経済見通しでは、新型コロナウイルス感染件数の増加、景気回復の停滞そしてインフレ率の上昇をあげて、世界二大経済大国である米国と中国の成長率予測を下方改定。この影響で世界経済の成長率予測も引き下げられた。

【IMF WORLD ECONOMIC OUTLOOK】

世界経済は、前回予想よりも悪化した状況で2022年を迎えている。新型コロナウイルスの新変異株「オミクロン株」が蔓延したことを受けて、各国は再び移動制限を課した。エネルギー価格上昇と供給中断によって、予想以上に広範囲に渡る激しいインフレが起きており、これは米国と新興市場国・発展途上国の多くで顕著である。さらに、中国における不動産部門の減速や民間消費の予想を下回る回復により限定的な成長見込みとなっている。

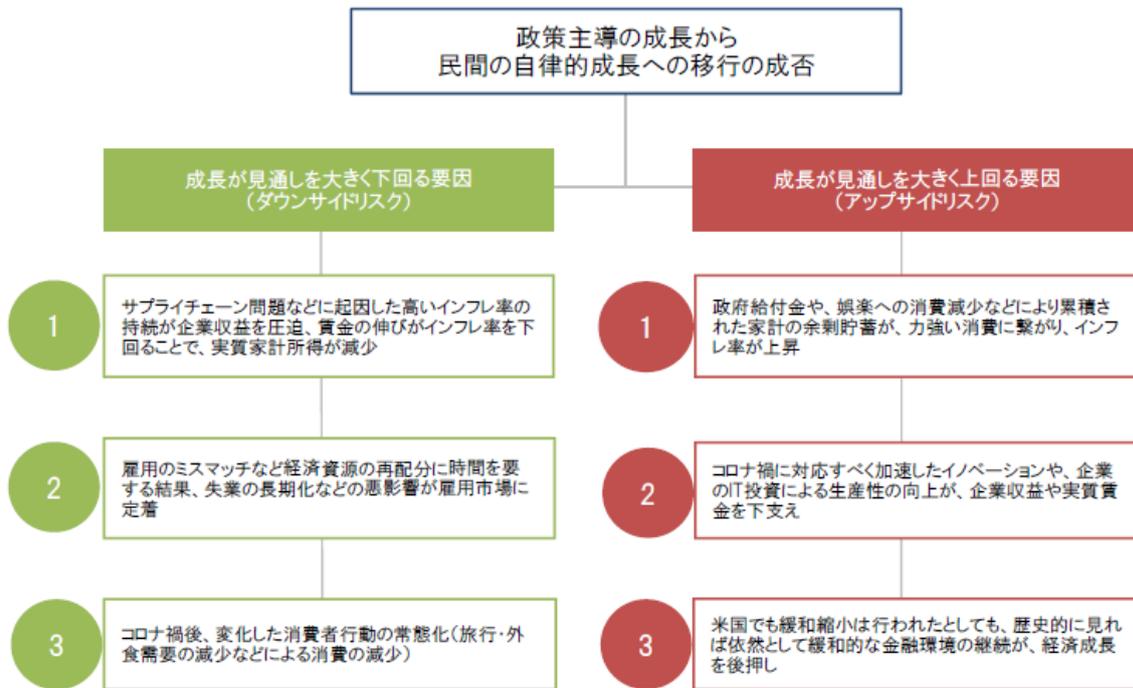
世界経済の成長率は、2021年の5.9%から2022年には4.4%まで減速する見込みである。10月の世界経済見通し(WEO)における2022年の予測から0.5%ポイントの引き下げとなり、世界二大経済大国の予測の下方改定を大きく反映する形となった。米国に関しては、ベースライン予測から財政政策パッケージの「ビルド・バック・ベター(よりよき再建)」を取り除いた想定の見直しや、金融緩和解除の前倒し、継続する供給不足から、1.2%ポイントの下方改定になった。中国では、厳格な新型コロナ政策に起因するパンデミック関連の混乱と、不動産デベロッパーの間で長期化している金融ストレスによって、0.8%ポイントの下方改定となっている。

目下のサプライチェーンの混乱と高水準のエネルギー価格が2022年にも継続することから、高インフレは10月WEOの予想よりも長引くと考えられる。インフレ期待が安定し続けるとの想定のもとに、2022年に需給の不均衡が解消され、主要経済国の金融政策が反応すれば、インフレは徐々に沈静化するだろう。

世界経済のベースライン予測を取り巻くリスクは下振れしている。新型コロナの新たな変異株が出現すれば、パンデミックはさらに長期化し、経済に新たな混乱を引き起こす恐れがある。さらに、サプライチェーンの混乱、エネルギー価格の乱高下、局所的な賃金上昇圧力は、インフレや政策路線に伴う不確実性の高さを浮き彫りにしている。先進国が利上げを実施するに伴い、金融安定性を取り巻くリスクや、新興市場国・発展途上国の資本フロー、通貨、財政状況に関するリスクが顕在化する可能性があり、債務水準が過去2年間で大幅に上昇したことがさらに追い打ちをかけている。地政学的緊張が高いことから他の世界規模のリスクが具現化する懸念も拭い切れず、進行中の気候非常事態によって大規模な自然災害が起きる可能性は今後も高いままだ。

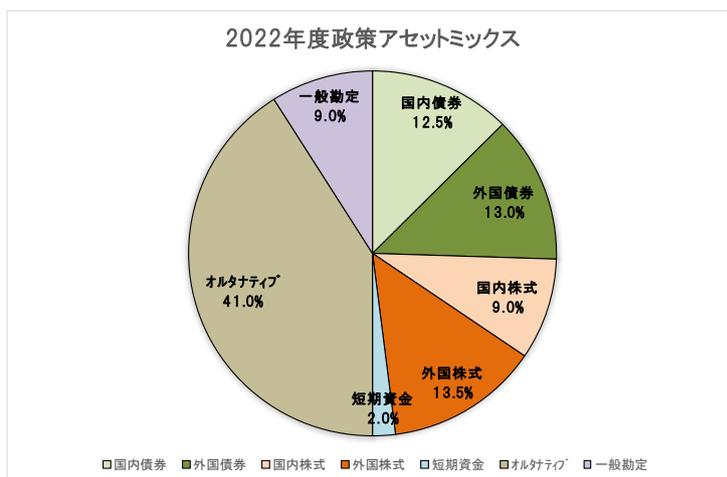
債券運用で著名なPIMCO社の昨年秋の経済見通しでは、先進国の経済正常化により、今後は財政支援が縮小に向かう見込みであり、民間の自律的成長への移行の成否がカギとなるが、コロナ禍からの回復という異例の局面では、経済成長が大きく見通しを上回る・下回るという両極端のテールリスクシナリオが存在するとしています。

いずれにせよ、不確実性の高い状況下で、市場のボラティリティが上昇する局面を想定しておく必要があると考えられます。



2022年度(令和4年度)の当基金の運用方針は、政策アセットミックスの変更は微調整にとどめ、ファンドをより分散化させることで市場の急変に備えることとします。

政策アセットミックスは、内外の債券運用で全体の25.5%、内外の株式運用で全体の22.5%、これに短期資産2.0%を加えいわゆる伝統資産で全体の50%、残り半分を、オルタナティブ投資41%と生保一般勘定9%で運用します。分散強化のため、5つのファンドを追加採用し、昨今の市場環境に合わなくなったファンドの整理も実施します。



この資産配分での理論上の期待リターンは**3.15%**で標準偏差(期待リターン中心値からのバラツキ)は**5.97%**と、概ね3%台を狙える構成となっています。

資産区分	構成比
国内債券	12.5%
国内株式	9.0%
外国債券	13.0%
外国株式	13.5%
短期資産	2.0%
オルタナティブ	41.0%
新一般勘定	9.0%
合計	100.0%

政策AM(期待リターン・リスク)	
期待収益率 ①	3.15%
標準偏差 ②	5.97%
①/②	0.53

三菱UFJ信託銀行株式会社の2021年度中期金融変数を使用。オルタナティブについては、ヘッジファンド(ローリスク)とヘッジファンド(ハイリスク)をそれぞれ50%組入れる前提で計算している。

期待リターン・リスク	期待収益率	標準偏差
円債バッシブ	0.05%	1.91%
円株バッシブ	5.50%	17.35%
外債バッシブ	0.90%	9.30%
外株バッシブ	7.30%	19.10%
ヘッジファンド(ローリスク)	3.00%	6.00%
ヘッジファンド(ハイリスク)	4.00%	8.00%
新一般勘定	1.25%	0.00%
短期資産運用	-0.08%	0.04%

さらに、代替投資部分に各資産毎に性格の異なるファンドに分散投資することで、リターン向上とリスク(標準偏差)低減を目指します。

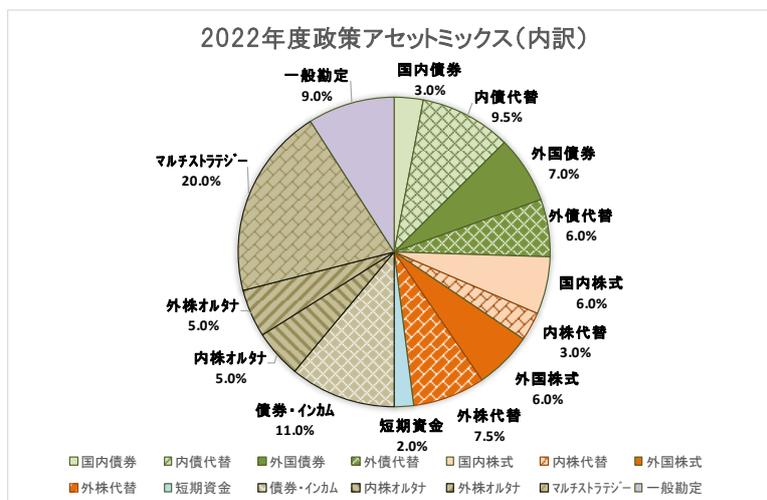
国内債券では、リターン向上のため、**為替ヘッジ付外国債券**で絶対収益追求色の強いファンドを代替投資として採用するとともに、経済成長が予想を大きく上回るリスク対応として**クレジット投資**に特化したファンドを追加します。

外国債券では、先進国国債に加えて**社債・モーゲージ債**も投資対象とするファンドを代替投資に採用。また3割程度を**為替ヘッジ付**とし円高局面に備えます。

内外株式では、昨今の相場動向に合わなくなっている低β・高配当ファンドや最小分散ポートフォリオファンドを整理するとともに**集中投資ファンド**を追加、外国株式では概ね1割程度を**為替ヘッジ付**とし円高局面に備えます。

一方、オルタナティブ投資(全体の41%)では、11%を占める債券・インカム戦略にインフレ対応として**物価連動国債ファンド**を追加、株式絶対収益追求戦略に国内株式5%、外国株式5%を割り当てていますが、ここでも**集中投資ファンド**を追加しています。その他、多様な戦略に分散投資するマルチストラテジー戦略に20%を割り当てます。一つのファンドにリスクが集中しないよう、一つのファンド残高は基金全体資産の5%(約3億円)を超えないようコントロールします。元本保証のある生保一般勘定は9%でスタートします。

以上の分散投資の結果、理論上、期待リターンは**3.44%**に向上し、標準偏差は**5.40%**に低下することになり、全体として下げ局面に強い資産配分となることが期待されます。



2022年度計画		2022/1/12		2021年12月末残高		計画残高		差額(m)
区分	ファンド	残高(m)	構成比(%)	残高(m)	構成比(%)	差額(m)		
国内債券 (12.5)	リバランス(3)	ヘンチマーク運用(三菱)	229	3.1%	222	3.00%	-7	
	代替投資 (9.5)	アンコンストレインド	245	3.3%	248	3.35%	3	
		Neuberger(短期EM債)	253	3.5%	255	3.45%	2	
		国内債券53F	新規	0	0.0%	60	0.81%	60
		第二総合口		137	1.9%	140	1.89%	3
計		865	11.8%	925	12.50%	60		
国内株式 (9)	リバランス(6)	ヘンチマーク運用(三菱)	197	2.7%	444	6.00%	247	
	代替投資 (3)	低β・高配当	解約	32	0.4%	0	0.00%	-32
		iSTOXX Japanクオリティ(99F)	増額	63	0.9%	93	1.25%	30
		最小分散(68F→87F)	変更	32	0.4%	45	0.61%	14
		小型株集中投資(りそな)		82	1.1%	84	1.14%	2
計		406	5.5%	666	9.00%	260		
外国債券 (13)	リバランス(6)	ヘンチマーク運用(三菱)	462	6.3%	444	6.00%	-18	
	代替投資 (7)	グローバル総合(PIMCO)	増額	207	2.8%	232	3.14%	25
		グローバル総合H(PIMCO)		185	2.5%	188	2.54%	3
		パッシブ・フルヘッジ(44F)		97	1.3%	98	1.32%	1
計		951	13.0%	962	13.00%	11		
外国株式 (13.5)	リバランス(6)	ヘンチマーク運用(三菱)	281	3.8%	444	6.00%	163	
	代替投資 (7.5)	最小分散(為替ヘッジ)	解約	111	1.5%	0	0.00%	-111
		iSTOXX Globalクオリティ(178F)	増額	171	2.3%	186	2.51%	15
		グローバルREIT(外証91)	新規	0	0.0%	50	0.68%	50
		MSIMグローバルフランチャイズ		171	2.3%	174	2.35%	3
		WCMクオリティ・グローバル・グロス	新規	0	0.0%	50	0.68%	50
		パッシブ・フルヘッジ(50F)	減額	209	2.9%	95	1.28%	-115
計		944	12.9%	999	13.50%	55		
短期資産(2)		678	9.3%	148	2.00%	-530		
伝統資産小計(50)		3,843	52.4%	3,700	50.00%	-143		

区分	ファンド	残高(m)	構成比(%)	残高(m)	構成比(%)	差額(m)		
オルタナティブ (41)	債券戦略 (11)	外債547F(米国総合指数)	98	1.3%	99	1.34%	1	
		Alcentra(欧州ハンクローン)	332	4.5%	337	4.55%	4	
		BlueBay(投資適格絶対リターン)	261	3.6%	263	3.56%	2	
		世界物価連動国債(159F)	新規	0	0.0%	115	1.55%	115
	小計		692	9.4%	814	11.00%	122	
	国内株式 (5)	サステイナブル成長銘柄投資型	減額	176	2.4%	161	2.17%	-15
		MN88F(金融セクター特化)	解約	100	1.4%	0	0.00%	-100
		FSI日本株戦略(122F)	新規	0	0.0%	155	2.10%	155
		株式口2A(りそな)		53	0.7%	54	0.73%	1
	小計		329	4.5%	370	5.00%	41	
	外国株式 (5)	Marshall Wace(株式L/S)	369	5.0%	377	5.10%	8	
小計		369	5.0%	377	5.10%	8		
マルチ ストラテジー (20)	Farallon(イベントドリブン)		349	4.8%	355	4.80%	6	
	Baillie Gifford(DRF)	増額	219	3.0%	239	3.23%	20	
	Blackstone AAM		332	4.5%	334	4.52%	3	
	Pictet アルファナティクス		199	2.7%	201	2.72%	2	
	LMRファンド・リミテッド		323	4.4%	328	4.43%	5	
小計		1,422	19.4%	1,458	19.70%	36		
損害保険	ネフィラ	解約	3	0.0%	0	0.00%	-3	
計		2,815	38.4%	3,019	40.80%	204		
一般勘定(9)		675	9.2%	681	9.20%	6		
合計		7,333	100.0%	7,400	100.00%	100		

(3) 年金資産管理運用委員会の審議内容

2022年1月17日に開催された第9回年金資産管理運用委員会では、① 財政再計算結果報告と、② 2022年度年金資産運用計画についてご審議いただきました。財政再計算結果については本代議員会資料に掲載しておりますので割愛しますが、以下に新規採用ファンドの調査票をお示します。また、当該委員会資料(全文)は、基金ホームページに掲載しています。

① 国内債券代替：クオリティスプレッドESG考慮型

【ファンド調査表】

(2021年10月末現在)

資産区分	国内債券
ファンド名称	クオリティスプレッドESG考慮型(国内債券第53ファンド)
運用方針	金利の上昇により利回りの低下が期待できるクレジット投資に特化します。投資適格の中でも利回りの高いハイブリッド債・社債を中心に投資し、中長期で1.0～1.5%程度の絶対リターンを目指します。金利リスクに関しては、債券先物を利用して金利デューレーションは3年程度に抑制することで、国内債券の潜在的な金利上昇リスクに備え、安定的な運用を追求します。財務分析に加え、ESG要素を含む非財務分析を重視し、綿密な信用力分析を行うことにより、ダウンサイドリスクの抑制を図るとともに、投資魅力の高い銘柄をピックアップすることに努めます。
ベンチマーク	設定なし
設立年月	2020/2/1
目標超過収益率	設定なし。なお、中長期的に1.0～1.5%程度の収益の獲得を目指して運用します。
市場エクスポージャー	金利デューレーション：3年程度(下限：0年、上限：5年、先物の売り建てを活用しコントロール)
推定T. E.	リスク水準：目安1～2%程度(上限5.0%)
時価総額(億円)	604
銘柄数	80

* 下記の実績欄については、当ファンドはノンベンチマークですが、ご参考までINOMURA-BPI(総合)のパフォーマンスを表示しています。

運用実績	合同口については「基準価格騰落率」、それ以外は「運用者報酬控除後、円ベース」でご記入ください。													(単位：%)
2019年度	2019年4月	2019年5月	2019年6月	2019年7月	2019年8月	2019年9月	2019年10月	2019年11月	2019年12月	2020年1月	2020年2月	2020年3月	2020年度	
ファンド													0.08%	0.08%
【参考】ベンチマーク													-1.59%	-1.59%
【参考】超過収益率													1.67%	1.67%
2020年度	2020年4月	2020年5月	2020年6月	2020年7月	2020年8月	2020年9月	2020年10月	2020年11月	2020年12月	2021年1月	2021年2月	2021年3月	2020年度	
ファンド	0.32%	0.27%	0.33%	0.21%	0.08%	0.18%	0.17%	0.29%	0.47%	0.18%	0.03%	0.20%	2.74%	
【参考】ベンチマーク	0.34%	-0.43%	-0.40%	0.35%	-0.47%	0.29%	-0.15%	0.13%	0.02%	-0.25%	-0.83%	0.70%	-0.70%	
【参考】超過収益率	-0.02%	0.70%	0.73%	-0.14%	0.55%	-0.12%	0.32%	0.16%	0.45%	0.42%	0.86%	-0.50%	3.44%	
2021年度	2021年4月	2021年5月	2021年6月	2021年7月	2021年8月	2021年9月	2021年10月						2021年度	過去3年
ファンド	0.36%	0.25%	0.28%	0.20%	0.15%	0.04%	0.10%						1.39%	2.53%
【参考】ベンチマーク	0.19%	0.05%	0.07%	0.49%	-0.09%	-0.35%	-0.10%						0.26%	-1.22%
【参考】超過収益率	0.17%	0.21%	0.21%	-0.29%	0.24%	0.38%	0.20%						1.13%	3.76%

運用者報酬以外に発生する報酬(手数料)、流動性制約等ご記入ください

【標準信託報酬率】：50bpを上限に信託財産の額に応じて減額しますが、個別の報酬率(上限を含みます)および計算方法については、お客様からご提示頂く信託財産の運用に関する運用指針等に基づき、お客様と弊社で協議のうえ決定致しますので、詳細内容は営業担当者へご確認ください。
 【信託財産留保金率】：6bp。定期的コスト分析を実施しており、将来見直す可能性があります。
 【流動性】：日次(一定期間を要します。ご相談・ご連絡はお早めをお願いします。)

② 外国債券(オルタナ):世界物価連動国債インデックス型(為替フルヘッジ)

【ファンド調査表】

(2021年10月末現在)

資産区分	外国債券
ファンド名称	フルヘッジ外国債券第159ファンド(世界物価連動国債インデックス型(除く日本))
運用方針	下記に表示するベンチマークに連動する収益の獲得を目指します(ハッジ運用。厚化抽出法)。
ベンチマーク	ブルームバーグ世界物価連動国債インデックス(除く日本・円ヘッジ・円ベース) (Bloomberg World Government Ex-Japan Inflation-Linked Index(円ヘッジ・円ベース))
設立年月	2014年8月
目標超過収益率	設定なし
市場エクスポージャー	上記ベンチマークのデュレーションに準拠したリスクを取ることとなります。
推定T.E.	推定T.E. 0.5%以下
時価総額(億円)	416
銘柄数	129

運用実績	合同口については「基準価格騰落率」、それ以外は「運用者報酬控除後、円ベース」でご記入ください。														(単位:%)
2019年度	2019年4月	2019年5月	2019年6月	2019年7月	2019年8月	2019年9月	2019年10月	2019年11月	2019年12月	2020年1月	2020年2月	2020年3月	2020年度		
ファンド	-0.37%	1.98%	0.43%	1.74%	2.70%	-1.09%	-1.92%	-0.65%	-0.67%	2.68%	0.99%	-3.54%	2.09%		
ベンチマーク	-0.34%	1.97%	0.47%	1.71%	2.68%	-1.07%	-1.90%	-0.68%	-0.74%	2.75%	0.97%	-3.56%	2.09%		
超過収益率	-0.03%	0.01%	-0.04%	0.03%	0.02%	-0.02%	-0.02%	0.03%	0.06%	-0.07%	0.02%	0.02%	0.00%		
2020年度	2020年4月	2020年5月	2020年6月	2020年7月	2020年8月	2020年9月	2020年10月	2020年11月	2020年12月	2021年1月	2021年2月	2021年3月	2020年度		
ファンド	2.89%	1.65%	1.11%	1.84%	-1.02%	0.36%	0.01%	0.93%	0.52%	-0.63%	-3.19%	0.99%	5.47%		
ベンチマーク	3.04%	1.67%	1.12%	1.85%	-1.02%	0.34%	0.03%	0.88%	0.74%	-0.80%	-2.88%	0.85%	5.84%		
超過収益率	-0.15%	-0.02%	-0.01%	-0.01%	0.00%	0.03%	-0.02%	0.06%	-0.22%	0.18%	-0.31%	0.14%	-0.37%		
2021年度	2021年4月	2021年5月	2021年6月	2021年7月	2021年8月	2021年9月	2021年10月						2021年度	過去3年	
ファンド	0.85%	1.72%	0.42%	3.65%	0.07%	-1.80%	2.10%						7.13%	5.68%	
ベンチマーク	0.80%	1.66%	0.33%	3.82%	-0.05%	-1.67%	1.94%						6.94%	5.75%	
超過収益率	0.05%	0.07%	0.08%	-0.17%	0.12%	-0.13%	0.16%						0.20%	-0.07%	

運用者報酬以外に発生する報酬(手数料)、流動性制約等ご記入ください

【弊社年金信託報酬】: 標準信託報酬率は、67.5bpを上限に信託財産の額に応じて適減しますが、個別の報酬率(上限を含みます)および計算方法については、お客様からご提示頂く信託財産の運用に関する運用方針等に基づき、お客様と弊社で協議のうえ決定致しますので、詳細内容は営業担当者へご確認ください。
 【信託財産留保金率】: 12bp(信託財産留保金の料率は見直す場合があります。)

【流動性】: 原則日次。市場の休場等でお取引をお受けできない場合があります。前広にお申し出ください。
 当該ファンドにおいてはレバレッジは実施しません。
 当該ファンドにおいて投資する物価連動国債の中には、償還時における元本保証の無いものも含まれます。また、当該ファンドは、投資期間中、保有銘柄は日々時価評価が行われるとともに、原則、償還時まで銘柄を保有しないことから、お客様の投資元本を保証する商品ではございません。

③ 国内株式(オルタナ):FSI日本株戦略ファンド(集中投資ファンド)

【ファンド調査表】

(2021年10月末現在)

資産区分	国内株式
ファンド名称	国内株式アクティブ日本株戦略ファンド(国内株式第122ファンド)
運用方針	クオリティの高い経営陣・事業プランチャイス・企業財務、中長期的な成長力、およびバリュエーションを重視したファンダメンタルズ分析によるボムアップ運用です。(運用スタイル:クオリティ・グロース) アジア株式会社を中心に長年手掛けてきた知見を活かし、日本企業にとってのアジア市場、親会社、業界クロスチェック等を俯瞰的に分析し銘柄選択に活用します。
ベンチマーク	MSCI JAPANインデックス(円ベース、税引前・配当込)
設立年月	2015年2月(弊社から国内の企業年金のお客様への提供を開始したのは2021年3月です)
目標超過収益率	本プロダクトは特定の株価指数との連動性を意識する運用は行わない為、設定しません。
市場エクスポージャー	本プロダクトは特定の株価指数との連動性を意識する運用は行わない為、β値のコントロールは行いません。
推定T.E.	本プロダクトは特定の株価指数との連動性を意識する運用は行わない為、推定トラッキングエラーによるリスクコントロール等は行いません。
時価総額(億円)	157
銘柄数	51

* 下記のパフォーマンスに関する留意事項 出所:FSI,円建て代表口座のリターン・データを使用。弊社合同ファンドとは若干の差異があります。

運用実績	合同口については「基準価格騰落率」、それ以外は「運用者報酬控除後、円ベース」でご記入ください。														(単位:%)
2019年度	2019年4月	2019年5月	2019年6月	2019年7月	2019年8月	2019年9月	2019年10月	2019年11月	2019年12月	2020年1月	2020年2月	2020年3月	2020年度		
ファンド	2.92%	-4.78%	2.45%	2.27%	-1.13%	7.66%	6.22%	4.09%	0.26%	-5.78%	-11.54%	-0.27%	0.70%		
ベンチマーク	2.02%	-6.37%	2.97%	0.92%	-3.22%	6.09%	4.88%	1.87%	1.33%	-1.62%	-9.57%	-6.90%	-8.62%		
超過収益率	0.90%	1.60%	-0.49%	1.35%	2.10%	1.73%	1.34%	2.22%	-1.04%	-4.16%	-1.96%	6.80%	9.32%		
2020年度	2020年4月	2020年5月	2020年6月	2020年7月	2020年8月	2020年9月	2020年10月	2020年11月	2020年12月	2021年1月	2021年2月	2021年3月	2020年度		
ファンド	10.36%	12.39%	2.25%	1.39%	3.19%	6.66%	1.62%	15.05%	-0.49%	-2.48%	-1.19%	3.94%	64.91%		
ベンチマーク	4.39%	6.72%	0.15%	-3.55%	7.94%	0.62%	-2.52%	12.21%	3.12%	0.39%	3.31%	4.95%	43.48%		
超過収益率	5.96%	5.68%	2.12%	4.95%	-4.74%	6.17%	4.14%	2.85%	-3.59%	-2.87%	-4.50%	-1.01%	21.43%		
2021年度	2021年4月	2021年5月	2021年6月	2021年7月	2021年8月	2021年9月	2021年10月						2021年度	過去3年	
ファンド	-0.79%	-0.41%	5.09%	-1.08%	8.53%	3.57%	1.47%						17.14%	29.38%	
ベンチマーク	-2.59%	1.65%	1.18%	-2.37%	3.18%	4.48%	-1.24%						4.15%	12.82%	
超過収益率	1.80%	-2.06%	3.91%	1.28%	5.35%	-0.91%	2.71%						12.99%	16.56%	

運用者報酬以外に発生する報酬(手数料)、流動性制約等ご記入ください

【投資スキーム】: 合同口を通じて投資信託(アイルランド籍投資信託)へ投資を行います。当該投資信託に係る運用者報酬は55bpです。
 【弊社年金信託報酬】: 標準信託報酬率は一律20bpとなりますが、個別の報酬率および計算方法については、お客様からご提示頂く信託財産の運用に関する運用方針等に基づき、お客様と弊社で協議のうえ決定致します。
 【信託財産留保金率】: 5bp(定期的コスト分析を実施しており、将来見直す可能性があります)
 【流動性】: 原則日次(市場の休場等でお取引をお受けできない場合があります。前広にお申し出ください。)。アイルランド籍投資信託の10%を超える大口解約の際には流動化に一部制限が生じる可能性があるため、回収にも一定の期間を要する可能性があります。

④ 外国株式代替：グローバル株式総合口Ⅰ型(集中投資ファンド)

【ファンド調査表】

(2021年10月末現在)

資産区分	グローバル株式
ファンド名称	グローバル株式総合口Ⅰ型
運用方針	グローバル株式を投資対象に、「参入障壁」「企業文化」「構造的成長力」を有する割安な銘柄に集中投資するアクティブ運用戦略。 ・日本を含む全世界を対象とした株式指数をベンチマークとし、当ベンチマークに対する超過収益の獲得を目指す。 ・「参入障壁」「企業文化」「構造的成長力」を有する割安な銘柄をリサーチし、確信度の高い銘柄を厳選し、集中投資。 ・競争優位性を有する銘柄を厳選して保有することで、下落局面でも安定したパフォーマンスを実現。 ・株式運用に特化した米国資産運用会社 WCMが提供する株式運用戦略。
ベンチマーク	MSCI ACWI(MSCI All Country World Index)(円ベース)
設立年月	2022/1運用開始予定(既存ファンド:2008/4)
目標超過収益率	ベンチマークに対する超過収益の獲得(目標値の設定なし)
市場エクスポージャー	投資対象:全世界の上場銘柄(ベンチマーク構成銘柄以外も含む) セクター配分:最低15産業への分散投資、1産業あたりの上限は15%。また、各セクターのエクスポージャーは35%が上限 地域配分:新興国の組み入れ比率は、35%が上限
推定T.E.	目標値の設定なし(過去の実績TEは4~7%)
時価総額(億円)	一(既存ファンド:17,883M\$)
銘柄数	30~40銘柄程度

運用実績 合同口については「基準価格騰落率」、それ以外は「運用者報酬控除後、円ベース」でご記入ください。(単位:%)

※既存ファンドの実績を入力しております。また、既存ファンド・ベンチマーク実績についていずれも円ベースで実績を入力しており、既存ファンド実績については運用者報酬控除前となっております。(2021年9月末まで実績)

2019年度	2019年4月	2019年5月	2019年6月	2019年7月	2019年8月	2019年9月	2019年10月	2019年11月	2019年12月	2020年1月	2020年2月	2020年3月	2019年度
ファンド	3.69%	-5.10%	7.19%	0.59%	-2.19%	0.88%	0.83%	3.72%	3.05%	0.79%	-5.69%	-8.87%	-2.27%
ベンチマーク	4.07%	-8.22%	5.77%	1.10%	-4.51%	4.01%	2.79%	3.82%	2.77%	-1.34%	-8.48%	-13.37%	-12.96%
超過収益率	-0.39%	3.12%	1.42%	-0.51%	2.32%	-3.13%	-1.97%	-0.10%	0.28%	2.14%	2.79%	4.50%	10.69%

2020年度	2020年4月	2020年5月	2020年6月	2020年7月	2020年8月	2020年9月	2020年10月	2020年11月	2020年12月	2021年1月	2021年2月	2021年3月	2020年度
ファンド	12.12%	9.93%	3.61%	5.80%	4.31%	-2.07%	-1.25%	11.18%	4.44%	-0.20%	2.49%	3.04%	66.79%
ベンチマーク	9.72%	5.19%	3.38%	3.22%	6.47%	-3.66%	-3.32%	12.08%	3.65%	0.97%	4.15%	6.54%	58.97%
超過収益率	2.41%	4.74%	0.23%	2.57%	-2.16%	1.59%	2.07%	-0.90%	0.79%	-1.17%	-1.66%	-3.50%	7.82%

2021年度	2021年4月	2021年5月	2021年6月	2021年7月	2021年8月	2021年9月	2021年10月	2021年度	過去3年
ファンド	5.06%	0.81%	4.42%	2.24%	2.40%	-3.21%			27.20%
ベンチマーク	3.28%	1.69%	2.83%	-0.41%	2.64%	-2.59%			17.20%
超過収益率	1.77%	-0.89%	1.59%	2.65%	-0.23%	-0.62%			10.00%

※過去3年の実績は2019年4月~2021年9月の期間で算出しています。

運用者報酬以外に発生する報酬(手数料)、流動性制約等ご記入ください
 ・確定給付企業年金の場合、受託残高に応じて、0.575%~0.955%の固定報酬となります。詳細は別途お問い合わせください。
 ・新規のお客様は、原則毎月1日付にて契約締結可能です。運用口の変更については、月8日設定されている振替日(1・5・9・13・16・20・24・27日)にて資金移動が可能です。
 ・特別勘定特約のご解約(資金回収)については、弊社の設定する月4回の振替日(1・9・16・24日)に特別勘定から一般勘定へ資金を移動します。お客様への払い出しについては、一般勘定の契約状況等によって必要日数が異なりますので、詳細は別途お問い合わせ下さい。

⑤ 外国株式代替：先進国REITインデックス型

【ファンド調査表】

(2021年10月末現在)

資産区分	オルタナティブ
ファンド名称	第91外貨建証券口(S&P先進国REIT連動)
運用方針	個別銘柄のウェイトをベンチマークに近づけることにより、S&P先進国REITの収益率との連動を目指す。
ベンチマーク	S&P先進国REIT連動(除く日本)(配当込・税引き前・円ベース)
設立年月	2005年1月
目標超過収益率	バツピング連動ファンド
市場エクスポージャー	カンントリーウエイト:北米77.3%、豪州・アジア12.6%、欧州・中東10.1%(2021年9月末基準)
推定T.E.	T.E. ≤ 0.10% (2021年9月末:0.08%)
時価総額(億円)	126 (2021年9月末基準)
銘柄数	332 (2021年9月末基準)

運用実績 合同口については「基準価格騰落率」、それ以外は「運用者報酬控除後、円ベース」でご記入ください。(単位:%)

2019年度	2019年4月	2019年5月	2019年6月	2019年7月	2019年8月	2019年9月	2019年10月	2019年11月	2019年12月	2020年1月	2020年2月	2020年3月	2019年度
ファンド	0.23%	-3.04%	1.24%	1.17%	-0.02%	4.29%	2.26%	0.18%	-0.69%	0.35%	-8.51%	-22.67%	-25.05%
ベンチマーク	0.24%	-3.03%	1.25%	1.21%	0.01%	4.53%	2.30%	0.17%	-0.67%	0.36%	-8.54%	-23.01%	-25.11%
超過収益率	-0.01%	-0.01%	-0.01%	-0.04%	-0.03%	-0.24%	-0.03%	0.00%	-0.02%	-0.01%	0.03%	0.34%	0.06%

2020年度	2020年4月	2020年5月	2020年6月	2020年7月	2020年8月	2020年9月	2020年10月	2020年11月	2020年12月	2021年1月	2021年2月	2021年3月	2020年度
ファンド	7.49%	0.92%	2.91%	2.12%	1.93%	-4.04%	-3.78%	12.18%	2.68%	1.04%	4.96%	7.65%	41.08%
ベンチマーク	7.64%	0.99%	2.99%	2.17%	1.95%	-4.02%	-3.79%	12.32%	2.70%	1.04%	4.80%	7.69%	41.66%
超過収益率	-0.14%	-0.06%	-0.09%	-0.05%	-0.02%	-0.02%	0.01%	-0.14%	-0.03%	0.00%	0.16%	-0.05%	-0.58%

2021年度	2021年4月	2021年5月	2021年6月	2021年7月	2021年8月	2021年9月	2021年10月	2021年度	過去3年
ファンド	6.10%	1.57%	3.25%	3.17%	2.07%	-4.15%	9.31%		22.76%
ベンチマーク	6.17%	1.59%	3.26%	3.21%	2.09%	-4.16%	9.35%		22.98%
超過収益率	-0.08%	-0.01%	-0.01%	-0.04%	-0.02%	0.01%	-0.04%		-0.23%

運用者報酬以外に発生する報酬(手数料)、流動性制約等ご記入ください
 【信託報酬】
一律:0.5%
 【流動性】
日次売買可能

(4) 運用の基本方針の変更

政策アセットミックスの内訳変更により、「年金資産の運用に関する基本方針」別表1を以下の通りとします。

政策アセットミックス(2022年4月1日)

別紙1

資産区分		中心値	許容乖離幅	備考
国内債券	BM運用 (リバランス)	3.0%	1.0% ~ 5.0%	別途定めるリバランスルールに基づきリバランスを行う。
国内株式		6.0%	1.0% ~ 9.0%	
外国債券		6.0%	2.0% ~ 10.0%	
外国株式		6.0%	1.0% ~ 9.0%	
短期資産		2.0%	1.0% ~ 18.0%	
小計		23.0%		
国内債券	代替投資	9.5%	4.5% ~ 14.5%	時価放置とし、年1回(期初に)必要に応じてリバランスを行う。
国内株式		3.0%	1.0% ~ 8.0%	
外国債券		7.0%	3.0% ~ 11.0%	
外国株式		7.5%	3.5% ~ 11.5%	
小計		27.0%		
オルタナティブ		41.0%	38.0% ~ 44.0%	
生保一般勘定		9.0%	7.0% ~ 11.0%	
合計		100.0%		

資産区分	構成比
国内債券	12.5%
国内株式	9.0%
外国債券	13.0%
外国株式	13.5%
短期資産	2.0%
オルタナティブ	41.0%
新一般勘定	9.0%
合計	100.0%

政策AM(期待リターン・リスク)	
期待収益率①	3.15%
標準偏差②	5.97%
①/②	0.53

三菱UFJ信託銀行株式会社の2021年度中期金融変数を使用。
オルタナティブについては、ヘッジファンド(ローリスク)とヘッジファンド(ハイリスク)をそれぞれ50%組入れる前提で計算している。

期待リターン・リスク	期待収益率	標準偏差
円債バッシブ	0.05%	1.91%
円株バッシブ	5.50%	17.35%
外債バッシブ	0.90%	9.30%
外株バッシブ	7.30%	19.10%
ヘッジファンド(ローリスク)	3.00%	6.00%
ヘッジファンド(ハイリスク)	4.00%	8.00%
新一般勘定	1.25%	0.00%
短期資産運用	-0.08%	0.04%

相関		1	2	3	4	5	6	7	8
1	円債バッシブ	1.00							
2	円株バッシブ	-0.33	1.00						
3	外債バッシブ	-0.04	0.42	1.00					
4	外株バッシブ	-0.22	0.73	0.59	1.00				
5	ヘッジファンド(ローリスク)	-0.03	0.32	0.14	0.43	1.00			
6	ヘッジファンド(ハイリスク)	0.06	0.22	0.15	0.36	0.27	1.00		
7	新一般勘定	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.00	
8	短期資産運用	0.10	-0.21	-0.07	-0.16	-0.17	-0.09	0.00	1.00

報告第3号 運用受託機関の責任投資対応状況

当基金においては、信託銀行4社と生命保険会社1社に年金資産の運用を委託しています。「年金資産の運用に関する基本方針」で、運用機関の評価にあたっては、各社の投資方針を考慮することとし、「責任ある機関投資家の諸原則」の受入表明を行っている運用受託機関については、その取組方針について開示された事項、ESG(環境、社会、ガバナンス)に対する考え方等を確認しています。さらに、運用受託機関から受け取った責任投資活動に関する資料等を、代議員会に対して報告することとしています。

「運用受託機関の責任投資対応状況」を別添資料でご案内します。なお、この資料は当基金のホームページでも閲覧することができます。

報告第4号 キャッシュバランスプランの利率決定について

2022年4月1日～2023年3月31日まで適用する利率が決定されました。

- (1) 再評価率：仮想個人勘定残高に付与する利息を計算する利率 0.0%
 (2) 指標利率：年金額を算定する際に用いる利率 0.0%

【別紙】改定後の再評価率・指標利率の算出方法

No.	利率	算出方法
1	規約第44条第2項に定める再評価率	国債(期間10年のもの)の前年12月以前5年平均の率(①)と 国債(期間10年のもの)の前年12月以前1年平均の率(②)の いずれか低い率(③)となります。 ただし、4.0%を上回る場合は4.0%(④)、0.0%を下回る場合は0.0%(⑤)とします。 ① 期間10年の5年平均の率 0.025% : 0.0% (0.1%未満切り捨て) ② 期間10年の1年平均の率 0.065% : 0.0% (0.1%未満切り捨て) ③ ①と②のいずれか低い率 : 0.0% ④ 上限の率 : 4.0% ⑤ 下限の率 : 0.0% ⇒ 0.0%
2	規約第48条に定める指標利率	国債(期間10年のもの)の前年12月以前5年平均の率(①)と 国債(期間10年のもの)の前年12月以前1年平均の率(②)の いずれか低い率(③)となります。 ただし、4.0%を上回る場合は4.0%(④)、0.0%を下回る場合は0.0%(⑤)とします。 ① 期間10年の5年平均の率 0.025% : 0.0% (0.1%未満切り捨て) ② 期間10年の1年平均の率 0.065% : 0.0% (0.1%未満切り捨て) ③ ①と②のいずれか低い率 : 0.0% ④ 上限の率 : 4.0% ⑤ 下限の率 : 0.0% ⇒ 0.0%

報告第5号 業務経理の余裕金の運用について

確定給付企業年金(基金型)の「業務経理における余裕金の運用」について、平成 25 年 10 月 28 日年企発第 2 号の改正通知が発出され、「運用方法」や「意思決定手続き」等が明確化されておりますが、当基金においては、業務経理の余裕金を定期預金で運用しておりますので、問題ないことをご報告いたします。

報告第6号 理事長に事故があるときの職務代理者の指定について

確定給付企業年金法第 22 条第 1 項の規定に定める、「理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、事業主において選定した代議員である理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。」職務代理者に常務理事を指定する。

職務代理者は、理事長が欠けたときは遅滞なく選挙を行い理事長を決定します。

報告第 7 号 他制度掛金相当額について

確定拠出年金(DC : Defined Contribution Plan)の**拠出限度額の見直し**が実施されます。

- ① 企業型DC : 拠出限度額 = 月額 55,000 円 — 他制度掛金相当額
- ② 個人型DC(iDeCo) : 拠出限度額 = 月額 55,000 円 — (企業型DCの事業主掛金額 + 他制度掛金相当額)【上限 20,000 円】

確定拠出年金側から見ると確定給付年金(DB : Defined Benefit Plan)である当基金は「他制度」になります。総幹事行が計算した鹿児島県病院企業年金基金の他制度掛金相当額は、4,000 円となりました。当基金のほかにDB制度をお持ちの場合、合算した金額が他制度掛金相当額になります。

2024 年 12 月 1 日以降の適用となりますが、2022 年 10 月末までに、事業主様は他制度掛金相当額等を従業員へ周知する必要があります。当基金では、①法改正の概要、②当基金の他制度掛金相当額、③事業主の周知の為の参考資料、を 4 月目途で事業主様あてご案内する予定です。